

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年10月8日提出
【発行者名】	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-6250-4740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	三菱ＵＦＪ 資産設計ファンド（分配型） 三菱ＵＦＪ 資産設計ファンド（バランス型） 三菱ＵＦＪ 資産設計ファンド（株式重視型） 三菱ＵＦＪ 資産設計ファンド（分配型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	10兆円を上限とします。 三菱ＵＦＪ 資産設計ファンド（バランス型） 10兆円を上限とします。 三菱ＵＦＪ 資産設計ファンド（株式重視型） 10兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年4月9日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について有価証券報告書の提出に伴う関係情報の更新等および投資対象とする投資信託証券の入替え等に伴う所要の変更を行うため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前> および<訂正後>に記載している下線部__は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示します。

なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンド状況 5 運用状況」、「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」は原届出書の更新後の内容を記載します。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

「三菱ＵＦＪ 資産設計ファンド（分配型）」

当ファンドは、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。

「三菱ＵＦＪ 資産設計ファンド（バランス型）」

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

「三菱ＵＦＪ 資産設計ファンド（株式重視型）」

当ファンドは、信託財産の成長をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンドについて、２兆円です。

＊委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MRF	
追加型		不動産投信		
	内外	その他資産 ()	ETF	特殊型 ()
		資産複合		

属性区分表

三菱ＵＦＪ 資産設計ファンド（分配型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年１回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり ()	日経２２５	ブル・ベア型
一般	年２回					
大型株	年４回	日本			TOPIX	条件付運用型
中小型株	年６回	北米	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	欧州	オブ・		その他 ()	ロング・
一般	年１２回	アジア	ファンズ			ショート型／
公債	(毎月)	オセアニア				絶対収益
社債	日々	中南米				追求型
その他債券	その他	アフリカ				その他 ()
クレジット	()	中近東				
属性		(中東)				
()		エマージング				
不動産投信						

その他資産 （投資信託証券 （資産複合（株 式、債券、不動 産投信、通 貨））） 資産複合 （ ）						
--	--	--	--	--	--	--

三菱ＵＦＪ 資産設計ファンド（バランス型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 （ ）	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年１２回 （毎月） 日々 その他 （ ）	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ ファンズ	あり （ ） なし	日経２２５ ＴＯＰＩＸ その他 （ ）	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ ショート型／ 絶対収益 追求型 その他 （ ）
不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （資産複合（株 式、債券、不動 産投信、通 貨））） 資産複合 （ ）						

三菱ＵＦＪ 資産設計ファンド（株式重視型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 （ ）	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年１２回 （毎月） 日々 その他 （ ）	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ ファンズ	あり （ ） なし	日経２２５ ＴＯＰＩＸ その他 （ ）	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ ショート型／ 絶対収益 追求型 その他 （ ）
不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （資産複合（株 式、債券、不動 産投信、通 貨））） 資産複合 （ ）						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
	公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（ＢＢＢ格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（ＢＢ格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年１回	信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年２回	信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年４回	信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）	信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年１２回（毎月）	信託約款において、年１２回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

「三菱UFJ 資産設計ファンド(分配型)」

世界の株式・債券・オルタナティブ資産を実質的な主要投資対象とし、分散投資を行うことにより、安定した収益の確保と着実な値上がり益の獲得をめざします。

「三菱UFJ 資産設計ファンド(バランス型)」

世界の株式・債券・オルタナティブ資産を実質的な主要投資対象とし、分散投資を行うことにより、着実な値上がり益の獲得と安定した収益の確保をめざします。

「三菱UFJ 資産設計ファンド(株式重視型)」

世界の株式・債券・オルタナティブ資産を実質的な主要投資対象とし、分散投資を行うことにより、値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色

特色
1

世界の株式・債券といった伝統的資産のみならず、不動産投資信託・絶対収益追求型運用といったオルタナティブ資産を加えた幅広い投資対象に分散投資します。

- 各資産内においては、株式・債券では地域・種別毎に7つの資産クラス、オルタナティブ資産では不動産投資信託(REIT)および絶対収益追求型運用の2つの資産クラスとした合計9つの資産クラスに分けてそれぞれ投資を行います。
- 実質的な組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

□ 債券とは、国債、政府機関債、国際機関債、地方債、社債ならびにハイイールド債券(格付会社によりBB格相当以下の低い格付けを付与された社債)などをいいます。

❗ 投資対象とする資産クラスおよび投資比率は、ファンドによって異なります。

オルタナティブ資産への投資

「オルタナティブ」とは「～の代わりに、代替」と訳され、投資の世界で「オルタナティブ資産」というと、株式や債券といった伝統的資産とは異なる値動きが想定される投資対象資産もしくは運用手法のことをいいます。こうした値動きの異なる資産を伝統的資産と組み合わせることで分散投資の効果をねらいます。

ファンドにおけるオルタナティブ資産とは・・・

<代替投資対象資産>
不動産投資信託(REIT)

<代替運用手法>
絶対収益追求型運用

<代替投資対象資産>

不動産投資信託(REIT)

不動産投資信託証券とは、不動産投資法人の投資証券または不動産投資信託の受益証券をいいます。多数の投資家から資金を集めて不動産を所有、管理、運営し、そこから生じる賃貸料収入や売却益を投資家に分配する商品で、一般的にREIT（リート:Real Estate Investment Trust）と呼ばれています。分配金の原資は主に多数の物件からの賃貸料収入などです。

■ 不動産投資信託(REIT)の運用イメージ

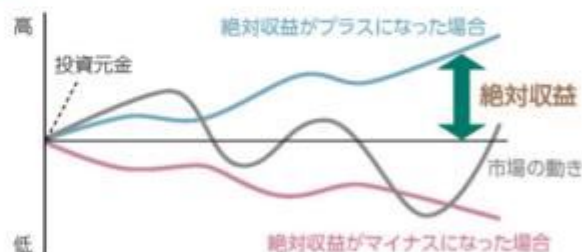


<代替運用手法>

絶対収益追求型運用

絶対収益追求型運用とは、市場の動きを上回ることが目的でなく、投資元金に対する収益を追求することを目的とした代替運用手法です。世界の株式・債券・通貨を取引対象とし、運用者の割安・割高の判断に基づくロング・ショート戦略を行うことにより、市場全体の上下動にかかわらず収益を獲得することを目標とします。そのため、投資成果は運用者の判断に大きく依存します。

■ 絶対収益追求型運用の運用イメージ



！ 上図は理解を深めていただくことを目的とした概念図であり、運用の成果をお約束するものではありません。

- ロング・ショート戦略とは、主に割安と判断される資産または通貨を買い建て（ロング）、割高と判断される資産または通貨を売り建てる（ショート）投資手法です。買い建てた資産または通貨の価格上昇による収益獲得機会だけでなく、先物等を売り建てた資産または通貨の価格下落による収益獲得機会を追求します。

！ 世界の株式・債券・通貨を取引対象としますが、実際の運用にあたっては、株価指数先物、為替予約取引等を活用します。また、絶対収益追求型運用とは、絶対に収益が上がるという意味ではありません。

特色2

お客様の投資目標に合わせて、投資対象とする資産クラスおよび投資比率が異なる、「分配型」「バランス型」「株式重視型」の3ファンドをご用意いたします。

各ファンドの基本方針と基本投資割合

【分配型】

安定した利子収入が期待される債券を組み入れの中心とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長とともに、隔月での収益分配をめざします。



【バランス型】

成長性が期待される株式と、安定した利子収入が期待される債券をバランスよく組み入れ、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。



【株式重視型】

成長性が期待される株式を組み入れの中心とし、信託財産の成長をめざします。



それぞれのファンド間でスイッチング（乗換え）可能

- 各資産の種類および資産クラスへの投資比率は上図の通りとすることを基本としますが、実際の投資比率は、基本投資割合からカイ離する場合があります。また、各資産においては、複数の資産クラスに分け投資を行います。また、資産クラスおよび資産クラスの投資比率は市場環境の変化等により見直しを行う場合があります。

❗ スwitchingの際には、換金するファンドに対して信託財産留保額および税金がかかります。

📄 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ (<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>) でご覧いただけます。



投資信託の調査・評価の専門会社である三菱アセット・ブレインズ株式会社から助言を受け、各資産クラスについて厳選した投資信託証券(ファンド)を組み入れます。

- 同一資産クラス内の投資信託証券への投資にあたっては、運用特性の分析により複数の投資信託証券を組み合わせる分散投資を行うことがあり、組入比率については、三菱アセット・ブレインズ株式会社からの助言に基づき決定します。また、投資信託証券は、定性・定量評価等により適宜見直しを行います。

＜投資対象とする投資信託証券(指定投資信託証券)＞

資産	資産クラス	投資対象とする投資信託証券
株式	日本株式	三菱UFJ日本株スタイル・ミックス・ファンドF(適格機関投資家限定) ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用) GIMザ・ジャパン(適格機関投資家専用)
	海外株式	MFS外国株グロース・ファンドF(適格機関投資家専用)
	エマージング株式	シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンドF(適格機関投資家専用) GIMEマージング株式ファンドF(適格機関投資家専用)
債券	日本債券	三菱UFJ日本債券ファンドF(適格機関投資家限定) ノムラ日本債券オープンF(適格機関投資家専用)
	海外債券	グローバル債券コア・ファンド(適格機関投資家専用)
	エマージング債券	アライアンス・パースナライズド・エマージング市場債券ファンド8(適格機関投資家専用)
	ハイイールド債券	インベスコ グローバル・ハイ・イールド・ファンド F (適格機関投資家専用)* ベアリングス・グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
オルタナティブ資産	不動産投資信託	MUAM J-REITマザーファンド MUAM G-REITマザーファンド
	絶対収益追求型運用	グローバル・アセット・モデル・ファンドF(適格機関投資家専用)

！ 「資産クラス」は、各投資信託証券の主要投資対象もしくは運用手法です。

！ 上図は投資対象とする投資信託証券の一覧です。今後変更となる場合があります。

上図に掲げるすべての投資信託証券に投資を行うとは限りません。

※投資対象とする投資信託証券の償還に伴い、2021年11月16日に投資対象から除外する予定です。

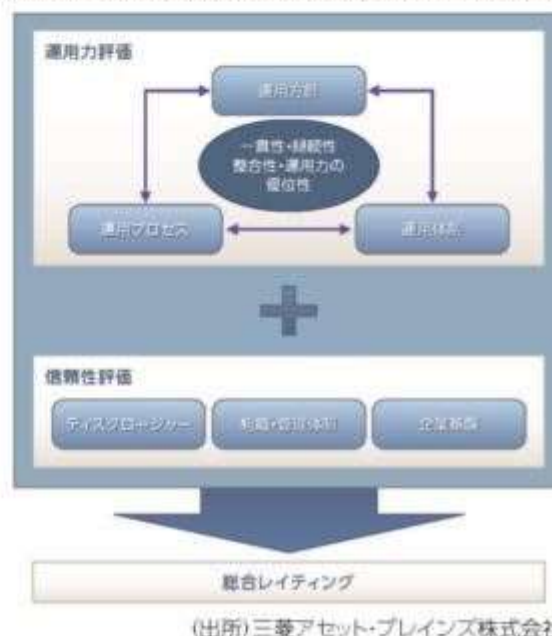
【三菱アセット・ブレインズ株式会社とは】

MAB MITSUBISHI ASSET BRAINS

- ・1998年12月に設立された、投資信託の調査・評価等を行う専門会社
- ・「公平」「中立」「透明性」を確保し、客観的な基準による独自の絶対評価基準に基づき、定性評価を実施

！ 投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無等については、変更する場合があります。

＜三菱アセット・ブレインズ株式会社の投資信託証券の評価・選定のポイント＞



特色4

「分配型」は年6回、「バランス型」は年4回、「株式重視型」は年2回、毎決算時に分配を行います。

- 「分配型」の分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に安定した分配をめざします。ただし、毎年5・11月の決算時には、上記安定分配相当額のほか、分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。
- 「バランス型」および「株式重視型」の分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 各ファンドについて分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。

<分配のイメージ図>



■ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

- ◆ 「分配型」の決算日は、1・3・5・7・9・11月の各9日（休業日の場合は翌営業日）とします。
- ◆ 「バランス型」の決算日は、1・4・7・10月の各9日（休業日の場合は翌営業日）とします。
- ◆ 「株式重視型」の決算日は、1・7月の各9日（休業日の場合は翌営業日）とします。

- 配当等収益等は、経費等控除後の配当等収益のほか、収益調整金および分配準備積立金の一部を含みます。
- 「分配型」のボーナス分配とは、5・11月の決算時に、2ヵ月毎の安定分配相当額に上乗せして行う分配です。なお、ボーナス分配を行わない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託から分配金が
支払われるイメージ



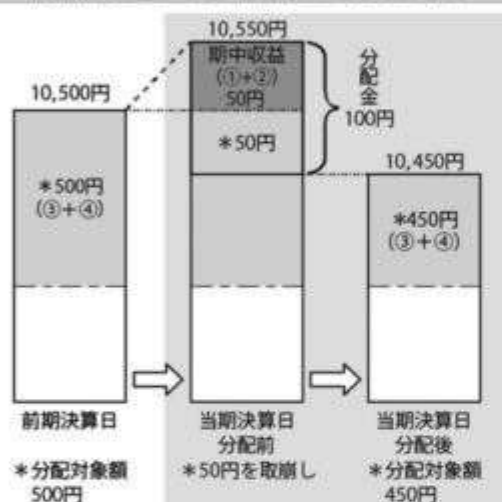
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

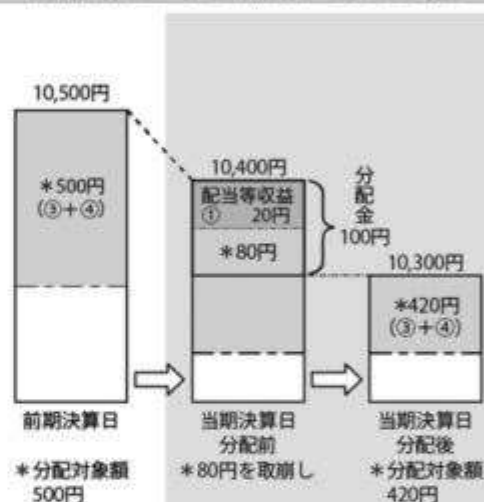
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



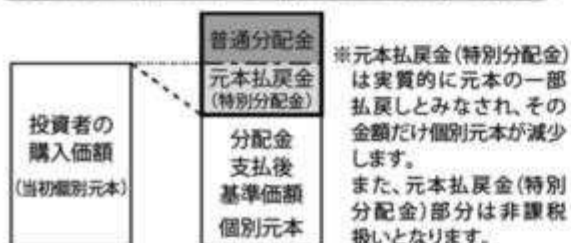
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

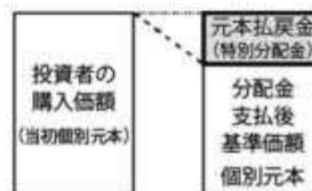
収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



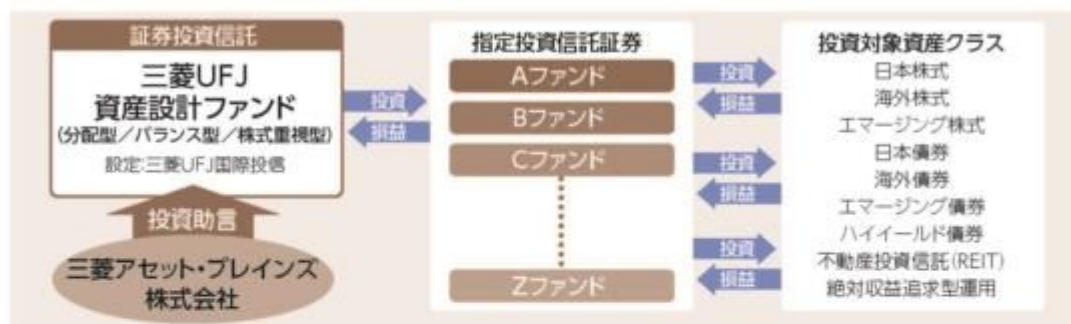
普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照ください。

■ファンドの仕組み

運用はファンド・オブ・ファンズ方式により行います。



1 上図はファンド・オブ・ファンズの仕組みを説明するためのイメージ図です。

■主な投資制限

株式	株式への直接投資は行いません。
投資信託証券	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への直接投資は行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（３）【ファンドの仕組み】

< 訂正前 >

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況（2021年1月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、
商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更

2015年7月 三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三
菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式 会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	211,581株	100.0%

<訂正後>

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況（2021年7月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、
商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三
菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式 会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

（２）【投資対象】

<更新後>

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- １．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ．有価証券
ロ．約束手形
ハ．金銭債権

- ２．次に掲げる特定資産以外の資産

- イ．為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

- １．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- ２．コマーシャル・ペーパー
- ３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、２．の証券の性質を有するもの
- ４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、１．の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

< 指定投資信託証券の概要 >

ファンド名	三菱ＵＦＪ 日本株スタイル・ミックス・ファンドＦ（適格機関投資家限定）
基本方針	この投資信託は、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。
投資対象	日本株バリュー・ファンド・マザーファンド受益証券、日本株グロース・ファンド・マザーファンド受益証券および日本・小型株・ファンド・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほかわが国の株式に直接投資することがあります。
ベンチマーク	東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）
ファンドの関係法人	委託会社：三菱ＵＦＪ国際投信株式会社 受託会社：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

ファンド名	ストラテジック・バリュー・オープンＦ（適格機関投資家専用）
基本方針	この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
投資対象	ストラテジック・バリュー・オープン マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。
ベンチマーク	ありません。
ファンドの関係法人	委託会社：野村アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社

ファンド名	G I Mザ・ジャパン（適格機関投資家用）
-------	-----------------------

基本方針	この投資信託は、この投資信託にかかる信託財産（以下「本信託財産」といいます。）の中長期的な成長を図ることを目的に、積極的な運用を行います。
投資対象	「ＧＩＭザ・ジャパン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
ベンチマーク	ＴＯＰＩＸ（配当込み）
ファンドの関係法人	委託会社：ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社

ファンド名	MFS外国株グロース・ファンドF（適格機関投資家専用）
基本方針	この投資信託は、投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
投資対象	「MFS外国株グロース マザーファンド」受益証券を主要な投資対象とします。
ベンチマーク	ありません。
ファンドの関係法人	委託会社：MFS インベストメント・マネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社 マザーファンドの投資運用会社：マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー

ファンド名	シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）
基本方針	信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
投資対象	シュローダー・グローバル・エマージング株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。ただし、市況動向等によっては、株式等に直接投資することもあります。
ベンチマーク	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円ベース）
ファンドの関係法人	委託会社：シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社 受託会社：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 マザーファンドの投資運用会社：シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド

ファンド名	ＧＩＭエマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）
基本方針	この投資信託は、この投資信託にかかる信託財産の中長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。
投資対象	「ＧＩＭエマージング株式マザーファンド（適格機関投資家専用）」の受益証券を主要投資対象とします。
ベンチマーク	M S C Iエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、円ベース）
ファンドの関係法人	委託会社：ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社 受託会社：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 マザーファンドの投資運用会社：Ｊ．Ｐ．モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

ファンド名	三菱ＵＦＪ 日本債券ファンドF（適格機関投資家限定）
基本方針	この投資信託は、中長期的に信託財産の成長をめざして運用を行います。
投資対象	日本債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、わが国の公社債に直接投資することがあります。
ベンチマーク	NOMURA - B P I 総合インデックス
ファンドの関係法人	委託会社：三菱ＵＦＪ国際投信株式会社 受託会社：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

ファンド名	ノムラ日本債券オープンF（適格機関投資家専用）
基本方針	この投資信託は、信託財産の成長を目標に運用を行なうことを基本とします。

投資対象	親投資信託であるノムラ日本債券オープン マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、直接公社債等に投資する場合があります。
ベンチマーク	NOMURA-BPI 総合
ファンドの関係法人	委託会社：野村アセットマネジメント株式会社 受託会社：野村信託銀行株式会社

ファンド名	グローバル債券コア・ファンド(適格機関投資家専用)
基本方針	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。
投資対象	グローバル・アグリゲート(除く日本)マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
ベンチマーク	ブルームバーグ・グローバル総合インデックス（除く日本円、円ベース）
ファンドの関係法人	委託会社：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 受託会社：みずほ信託銀行株式会社 マザーファンドの投資運用会社：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー およびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド

ファンド名	アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンド B（適格機関投資家専用）
基本方針	信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。
投資対象	主として「アライアンス・バーンスタイン・新興国債券マザーファンド」受益証券に投資します。
ベンチマーク	JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円換算指数）
ファンドの関係法人	委託会社：アライアンス・バーンスタイン株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社 マザーファンドの投資運用会社：アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー、アライアンス・バーンスタイン・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッドおよびアライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

ファンド名	インベスコ グローバル・ハイ・イールド・ファンド F（適格機関投資家専用） ¹
基本方針	世界各国の高利回り債券への投資により、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、運用を行うことを基本とします。
投資対象	インベスコ グローバル・ハイ・イールド マザーファンド受益証券（マザーファンド受益証券）を主要投資対象とします。但し、直接債券等に投資する場合があります。
ベンチマーク	ICE BofA グローバル・ハイイールド・コンストレインド・インデックス（円ベース）
ファンドの関係法人	委託会社：インベスコ・アセット・マネジメント株式会社 受託会社：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 マザーファンドの投資運用会社：インベスコ・アドバイザーズ・インク

ファンド名	ベアリングス・グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
基本方針	この投資信託は、利子収益の確保および中長期的な値上がり益の獲得をめざして運用を行います。
投資対象	北米およびヨーロッパのハイイールド債券を主要投資対象とします。
ベンチマーク	ICE BofA ノンフィナンシャル・デベロップド・マーケット・ハイイールド・コンストレインド・インデックス（円ベース）
ファンドの関係法人	委託会社：ベアリングス・アセット・マネジメント・リミテッド 受託会社：ステート・ストリート・カストディアル・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

ファンド名	MUAM J - REITマザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目標として、運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場している（上場予定を含みます。）不動産投資信託証券（不動産投資法人の投資証券もしくは新投資口予約権証券または不動産投資信託の受益証券をいいます。）を主要投資対象とします。
ベンチマーク	東証REIT指数（配当込み）
ファンドの関係法人	委託会社：三菱ＵＦＪ国際投信株式会社 受託会社：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

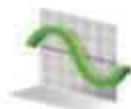
ファンド名	MUAM G - REITマザーファンド
基本方針	信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資対象	S & P先進国REITインデックス（除く日本、配当込み、円換算ベース）に採用されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。
ファンドの関係法人	委託会社：三菱ＵＦＪ国際投信株式会社 受託会社：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

ファンド名	グローバル・アセット・モデル・ファンドF（適格機関投資家専用）
基本方針	この投資信託は、日本円の短期金利水準を上回る収益の獲得を目指して積極的な運用を行なうことを基本とします。
投資対象	グローバル・アセット・モデル・ファンド マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、短期有価証券等に直接投資する場合があります。
ベンチマーク	1ヵ月円LIBOR ²
ファンドの関係法人	委託会社：野村アセットマネジメント株式会社 受託会社：野村信託銀行株式会社

今後、上記の記載内容が変更となる場合、または繰上償還等により除外される場合、あるいはここに記載されたもの以外の投資信託証券が新たに追加となる場合があります。

ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

- 1 投資対象とする投資信託証券の償還に伴い、2021年11月16日に投資対象から除外する予定です。
- 2 2021年12月30日より1ヵ月円LIBORに変更する予定です。



指数について

- ・東証株価指数(TOPIX)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により東京証券取引所が算出する株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- ・TOPIX(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により東京証券取引所が算出する株価指数です。TOPIX(配当込み)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の停止またはTOPIX(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円ベース)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されているインデックスを円換算したものです。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、米ドルベース)をもとに、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社が計算したものです。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
- ・NOMURA-BPI総合インデックス(NOMURA-BPI総合)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
- ・ブルームバーグ・グローバル総合インデックス(除く日本円、円ベース)とは、ブルームバーグが算出する世界の投資適格債券(円建てのものを除く)の値動きを表す指数です。ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)のサービスマークであり、三菱UFJ国際投信による一定の目的での利用のためにライセンスされています。ブルームバーグの指数はブルームバーグが算出し、配信し、販売するものです。ブルームバーグは、三菱UFJ国際投信の関係会社ではなく、ブルームバーグは、三菱UFJ国際投信が運用するファンドを承認し、是認し、レビューまたは推奨するものではありません。ブルームバーグは、ブルームバーグの指数に関連するいかなるデータまたは情報の適時性、正確性または完全性を保証するものではありません。
- ・JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円換算指数)とは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、エマージングマーケット債市場の代表的なインデックスを円換算したものです。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。
- ・ICE BofA グローバル・ハイイールド・コンストレインド・インデックス(円ベース)、ICE BofA ノンフィナンシャル・デベロップド・マーケット・ハイイールド・コンストレインド・インデックス(円ベース)は、ICE Data Indices, LLC、ICE Dataまたはその第三者の財産であり、三菱UFJ国際投信は許諾に基づき使用しています。ICE Dataおよびその第三者は、使用に関して一切の責任を負いません。
- ・東証REIT指数(配当込み)とは、東京証券取引所に上場している不動産投資信託全銘柄を対象として算出した東証REIT指数に、分配金支払いによる権利落ちの修正を加えた指数です。東証REIT指数に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、東証REIT指数の算出もしくは公表の方法の変更、東証REIT指数の算出もしくは公表の停止または東証REIT指数の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- ・S&P先進国REITインデックスとは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが有するS&Pグローバル株価指数の採用銘柄の中から、不動産投資信託(REIT)及び同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出される指数です。S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)は、S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み)をもとに、委託会社が計算したものです。S&P先進国REITインデックスはS&P Dow Jones Indices LLC(「SPDJ」)の商品であり、これを利用するライセンスが三菱UFJ国際投信株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®はStandard & Poor's Financial Services LLC(「S&P」)の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが三菱UFJ国際投信株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJ、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P先進国REITインデックスの誤り、欠落、または中断に対して一切の責任を負いません。
- ・1ヵ月円LIBORは、円短期金利の代表的な指標の一つで、ロンドン市場で大手銀行が相互に資金を貸しつける際に適用する金利です。
- ・1ヵ月円TIBORは、円短期金利の代表的な指標の一つで、東京市場で大手銀行が相互に資金を貸しつける際に適用する金利です。

3【投資リスク】

< 更新後 >

（１）投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なりスクであり、以下に限定されるものではありません。）

価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動し、不動産投資信託証券の価格は保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減等により変動するため、当ファンドはその影響を受け株式や公社債、不動産投資信託証券の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

保有不動産等の価値は、不動産市況、社会情勢等のマクロ的な要因の他、不動産の質や収益増減等の個別の要因によって変動しますが、災害等による保有不動産の滅失、劣化または毀損があった場合には、その影響を大きく受けることがあります。なお、保有不動産等から得られる収益は、賃料水準、稼働率、借入金利等の要因により変動します。

また、不動産投資信託証券は、株式と同様に上場市場で取引が行われ市場の需給を受けて価格が決定しますが、利回りに着目して取引される傾向もあるため、公社債と同様に、金利の影響を受けることがあります。よって、金利の上昇局面では、不動産投資信託証券に対する投資価値が相対的に低下し、不動産投資信託証券の市場価格が下落する場合があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。一般に、有価証券先物取引等は原資産となる有価証券等の価格変動等を受けて価格が変動するため、当ファンドはその影響を受けます。有価証券先物取引等の買い建て価格が下落した場合、もしくは売り建て価格が上昇した場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の株式や公社債、不動産投資信託証券は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式や公社債、不動産投資信託証券の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、不動産投資信託証券は、株式と比べ市場規模が小さく、また、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

カントリーリスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能

性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む可能性が高まる場合があります。

投資対象とする投資信託証券には、格付けの低いハイイールド債券を主要投資対象としているものがあり、格付けの高い公社債への投資を行う場合に比べ、価格変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる場合があります。

留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・不動産投資信託証券および不動産投資信託証券が保有する不動産に係る法律、税制、会計などの制度変更が、不動産投資信託証券の価格や配当率に影響を及ぼす場合があります。不動産投資信託証券の投資口数が増加する場合、1口当たりの不動産投資信託証券の収益性が低下する場合があります。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

<流動性リスクに対する管理体制>

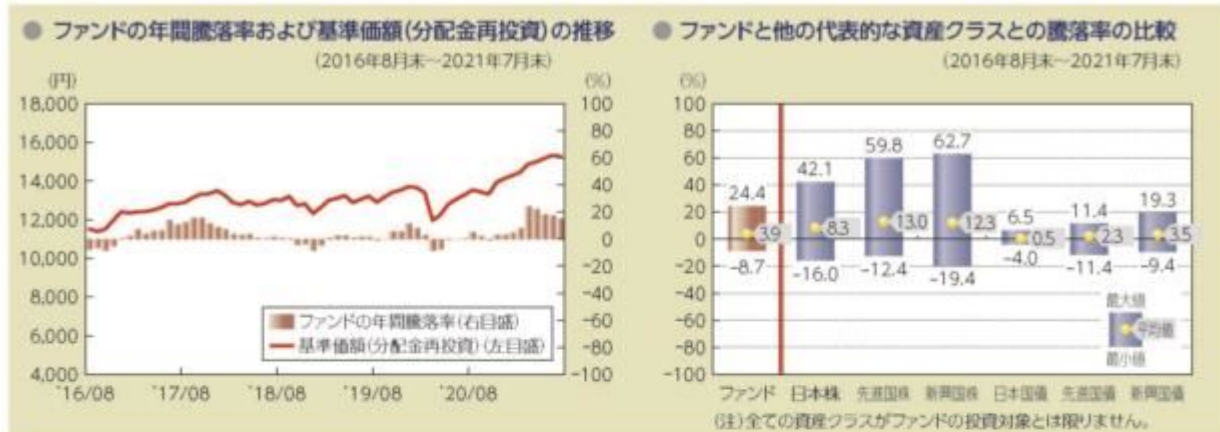
流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

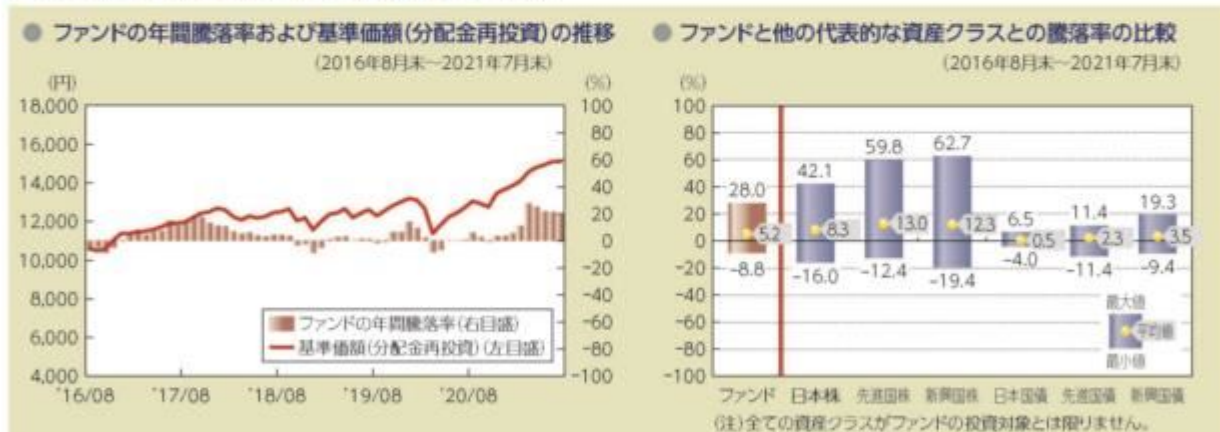
下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

三菱UFJ 資産設計ファンド(分配型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

三菱UFJ 資産設計ファンド(バランス型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

三菱UFJ 資産設計ファンド(株式重視型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により東京証券取引所が算出する株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<更新後>

「三菱ＵＦＪ 資産設計ファンド（分配型）」

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.935%（税抜0.85%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.36%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.45%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

受益者が負担する実質的な信託報酬率（概算値）は、次の通りとなります。

実質的な信託報酬率（概算値）	うち指定投資信託証券に係る率
年1.57%～1.65%（税込）程度	年0.64%～0.72%（税込）程度

「三菱ＵＦＪ 資産設計ファンド（バランス型）」

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.045%（税抜0.95%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.41%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.5%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

受益者が負担する実質的な信託報酬率（概算値）は、次の通りとなります。

実質的な信託報酬率（概算値）	うち指定投資信託証券に係る率
年1.68%～1.74%（税込）程度	年0.63%～0.70%（税込）程度

「三菱ＵＦＪ 資産設計ファンド（株式重視型）」

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.155%（税抜1.05%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.46%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.55%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

受益者が負担する実質的な信託報酬率（概算値）は、次の通りとなります。

実質的な信託報酬率（概算値）	うち指定投資信託証券に係る率
年1.87%～1.95%（税込）程度	年0.71%～0.79%（税込）程度

（注）上記概算値は、投資対象とする指定投資信託証券における信託報酬率を含めた実質的な信託報酬率を算出したものです。各指定投資信託証券への投資比率が変動する可能性や指定投資信託証券の変更の可能性があること、また別途成功報酬がかかる指定投資信託証券が含まれていることから、実質的な信託報酬率は変動します。したがって事前に固定の料率、上限額等を表示することはできません。ファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬率には消費税等相当額はかかりません。

なお、上場投資信託（リート）は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。

< ファンドが投資対象とする指定投資信託証券の信託報酬率 >

指定投資信託証券の名称	信託報酬率
三菱ＵＦＪ 日本株スタイル・ミックス・ファンドＦ（適格機関投資家限定）	年0.781%（税抜 0.71%）
ストラテジック・バリュー・オープンＦ（適格機関投資家専用）	年0.66%（税抜 0.6%）
G I Mザ・ジャパン（適格機関投資家用）	年0.935%（税抜 0.85%）
MFS外国株グロース・ファンドＦ（適格機関投資家専用）	年0.8657%（税抜 0.787%）
シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンドＦ（適格機関投資家専用）	年1.056%（税抜 0.96%）
G I Mエマージング株式ファンドＦ（適格機関投資家専用）	年0.946%（税抜 0.86%）
三菱ＵＦＪ 日本債券ファンドＦ（適格機関投資家限定）	年0.275%（税抜 0.25%）
ノムラ日本債券オープンＦ（適格機関投資家専用）	年0.209%～年0.341% （税抜 0.19%～0.31%）
グローバル債券コア・ファンド(適格機関投資家専用)	年0.561%（税抜 0.51%）
アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドＢ（適格機関投資家専用）	年0.836%（税抜 0.76%）
インベスコ グローバル・ハイ・イールド・ファンド Ｆ（適格機関投資家専用）	年0.913%（税抜 0.83%）
ベアリングス・グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	年0.6%
MUAM J - R E I Tマザーファンド	-
MUAM G - R E I Tマザーファンド	-
グローバル・アセット・モデル・ファンドＦ（適格機関投資家専用）	年0.99%＋成功報酬 （税抜 0.9%＋成功報酬）

上記の信託報酬率は、今後変更となる場合があります。上記の他、監査費用等の諸費用が別途かかります。申込手数料はかかりません。

（５）【課税上の取扱い】

< 訂正前 >

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2021年1月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<訂正後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者

の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2021年7月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【三菱ＵＦＪ 資産設計ファンド（分配型）】

（１）【投資状況】

令和 3年 7月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	827,639,949	88.38
親投資信託受益証券	日本	93,543,171	9.99
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	15,236,995	1.63
純資産総額		936,420,115	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 3年 7月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
------	----	-----	----	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

日本	投資信託受益証券	グローバル債券コア・ファンド（適格機関投資家専用）	231,792,753	1.1824	274,071,751	1.1876	275,277,073	29.40
日本	投資信託受益証券	インベスコ グローバル・ハイ・イールド・ファンドＦ（適格機関投資家専用）	167,412,798	0.8343	139,672,497	0.8311	139,136,776	14.86
日本	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドＢ（適格機関投資家専用）	149,407,503	0.921	137,604,310	0.9196	137,395,139	14.67
日本	投資信託受益証券	グローバル・アセット・モデル・ファンドＦ（適格機関投資家専用）	7,415	12,256	90,878,240	12,394	91,901,510	9.81
日本	親投資信託受益証券	MUAM G-REITマザーファンド	39,678,126	2.0677	82,042,461	2.1145	83,899,397	8.96
日本	投資信託受益証券	MFS外国株グロース・ファンドＦ（適格機関投資家専用）	8,139,786	5.5405	45,098,484	5.6595	46,067,118	4.92
日本	投資信託受益証券	ストラテジック・バリュー・オープンＦ（適格機関投資家専用）	2,057	18,247.59	37,535,305	18,348	37,741,836	4.03
日本	投資信託受益証券	三菱ＵＦＪ 日本株スタイル・ミックス・ファンドＦ（適格機関投資家限定）	30,376,327	1.1722	35,607,130	1.1728	35,625,356	3.80
日本	投資信託受益証券	GIMエマージング株式ファンドＦ（適格機関投資家専用）	41,152,084	0.6543	26,925,808	0.6371	26,217,992	2.80
日本	投資信託受益証券	シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンドＦ（適格機関投資家専用）	12,171,414	1.6034	19,515,645	1.6013	19,490,085	2.08
日本	投資信託受益証券	GIMザ・ジャパン（適格機関投資家用）	4,158,178	4.4757	18,610,757	4.5181	18,787,064	2.01
日本	親投資信託受益証券	MUAM J-REITマザーファンド	2,408,836	4.0176	9,677,739	4.0035	9,643,774	1.03

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 3年 7月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	88.38
親投資信託受益証券	9.99
合計	98.37

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年7月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

		純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第26計算期間末日	(平成23年 9月 9日)	4,324,943,567	4,360,522,327	6,078	6,128
第27計算期間末日	(平成23年11月 9日)	4,002,425,674	4,022,205,300	6,071	6,101
第28計算期間末日	(平成24年 1月10日)	3,603,599,434	3,622,008,178	5,873	5,903
第29計算期間末日	(平成24年 3月 9日)	3,720,327,126	3,737,475,589	6,508	6,538
第30計算期間末日	(平成24年 5月 9日)	3,537,632,734	3,554,335,985	6,354	6,384
第31計算期間末日	(平成24年 7月 9日)	3,363,997,203	3,380,158,664	6,244	6,274
第32計算期間末日	(平成24年 9月10日)	3,269,205,511	3,284,784,277	6,296	6,326
第33計算期間末日	(平成24年11月 9日)	3,186,368,558	3,201,301,933	6,401	6,431
第34計算期間末日	(平成25年 1月 9日)	3,401,356,583	3,415,591,898	7,168	7,198
第35計算期間末日	(平成25年 3月11日)	3,539,509,336	3,552,945,107	7,903	7,933
第36計算期間末日	(平成25年 5月 9日)	3,559,316,146	3,571,900,266	8,485	8,515
第37計算期間末日	(平成25年 7月 9日)	3,229,013,029	3,240,980,785	8,094	8,124
第38計算期間末日	(平成25年 9月 9日)	3,025,254,645	3,036,693,846	7,934	7,964
第39計算期間末日	(平成25年11月11日)	2,923,747,637	2,934,529,316	8,135	8,165
第40計算期間末日	(平成26年 1月 9日)	2,785,110,270	2,794,827,510	8,598	8,628
第41計算期間末日	(平成26年 3月10日)	2,700,997,427	2,710,440,716	8,581	8,611
第42計算期間末日	(平成26年 5月 9日)	2,588,322,549	2,597,408,440	8,546	8,576
第43計算期間末日	(平成26年 7月 9日)	2,515,584,904	2,524,242,975	8,716	8,746
第44計算期間末日	(平成26年 9月 9日)	2,448,862,214	2,457,012,857	9,014	9,044
第45計算期間末日	(平成26年11月10日)	2,423,956,612	2,431,673,141	9,424	9,454
第46計算期間末日	(平成27年 1月 9日)	2,332,599,708	2,339,784,587	9,740	9,770
第47計算期間末日	(平成27年 3月 9日)	2,220,632,175	2,227,487,123	9,718	9,748
第48計算期間末日	(平成27年 5月11日)	2,108,086,818	2,114,545,463	9,792	9,822
第49計算期間末日	(平成27年 7月 9日)	1,933,015,390	1,939,066,305	9,584	9,614
第50計算期間末日	(平成27年 9月 9日)	1,765,846,799	1,771,554,694	9,281	9,311
第51計算期間末日	(平成27年11月 9日)	1,792,770,935	1,798,380,258	9,588	9,618
第52計算期間末日	(平成28年 1月12日)	1,632,032,696	1,637,489,409	8,973	9,003
第53計算期間末日	(平成28年 3月 9日)	1,566,542,067	1,571,916,322	8,745	8,775
第54計算期間末日	(平成28年 5月 9日)	1,502,063,281	1,507,279,294	8,639	8,669
第55計算期間末日	(平成28年 7月11日)	1,406,406,108	1,411,496,504	8,289	8,319
第56計算期間末日	(平成28年 9月 9日)	1,433,227,218	1,438,240,342	8,577	8,607
第57計算期間末日	(平成28年11月 9日)	1,349,225,938	1,354,075,087	8,347	8,377
第58計算期間末日	(平成29年 1月10日)	1,414,227,695	1,418,828,035	9,223	9,253
第59計算期間末日	(平成29年 3月 9日)	1,370,123,738	1,374,600,211	9,182	9,212
第60計算期間末日	(平成29年 5月 9日)	1,337,523,666	1,341,833,196	9,311	9,341
第61計算期間末日	(平成29年 7月10日)	1,310,911,430	1,315,078,292	9,438	9,468
第62計算期間末日	(平成29年 9月11日)	1,253,563,550	1,257,599,932	9,317	9,347
第63計算期間末日	(平成29年11月 9日)	1,254,428,340	1,258,275,797	9,781	9,811
第64計算期間末日	(平成30年 1月 9日)	1,223,987,620	1,227,707,586	9,871	9,901
第65計算期間末日	(平成30年 3月 9日)	1,120,586,975	1,124,222,012	9,248	9,278

第66計算期間末日	(平成30年 5月 9日)	1,116,388,279	1,119,996,686	9,282	9,312
第67計算期間末日	(平成30年 7月 9日)	1,087,733,126	1,091,253,597	9,269	9,299
第68計算期間末日	(平成30年 9月10日)	1,059,263,206	1,062,723,083	9,185	9,215
第69計算期間末日	(平成30年11月 9日)	1,050,598,700	1,054,012,906	9,231	9,261
第70計算期間末日	(平成31年 1月 9日)	985,013,941	988,398,393	8,731	8,761
第71計算期間末日	(平成31年 3月11日)	1,028,686,040	1,032,063,212	9,138	9,168
第72計算期間末日	(令和 1年 5月 9日)	1,012,857,405	1,016,165,309	9,186	9,216
第73計算期間末日	(令和 1年 7月 9日)	1,014,904,101	1,018,174,012	9,311	9,341
第74計算期間末日	(令和 1年 9月 9日)	992,795,716	996,046,764	9,161	9,191
第75計算期間末日	(令和 1年11月11日)	991,708,220	994,881,245	9,376	9,406
第76計算期間末日	(令和 2年 1月 9日)	976,280,376	979,362,471	9,503	9,533
第77計算期間末日	(令和 2年 3月 9日)	881,153,461	884,150,819	8,819	8,849
第78計算期間末日	(令和 2年 5月11日)	842,310,789	845,277,116	8,519	8,549
第79計算期間末日	(令和 2年 7月 9日)	897,424,845	900,379,098	9,113	9,143
第80計算期間末日	(令和 2年 9月 9日)	913,725,229	916,672,701	9,300	9,330
第81計算期間末日	(令和 2年11月 9日)	901,709,994	904,636,744	9,243	9,273
第82計算期間末日	(令和 3年 1月12日)	921,044,835	923,887,108	9,722	9,752
第83計算期間末日	(令和 3年 3月 9日)	922,971,681	925,763,907	9,917	9,947
第84計算期間末日	(令和 3年 5月10日)	938,030,467	940,789,150	10,201	10,231
第85計算期間末日	(令和 3年 7月 9日)	935,239,806	937,961,761	10,308	10,338
	令和 2年 7月末日	902,372,323	—	9,161	—
	8月末日	918,237,973	—	9,338	—
	9月末日	905,268,623	—	9,237	—
	10月末日	892,502,871	—	9,150	—
	11月末日	923,227,879	—	9,542	—
	12月末日	919,033,495	—	9,681	—
	令和 3年 1月末日	915,912,959	—	9,761	—
	2月末日	920,401,166	—	9,875	—
	3月末日	935,439,795	—	10,132	—
	4月末日	940,716,852	—	10,210	—
	5月末日	944,568,050	—	10,305	—
	6月末日	944,092,057	—	10,404	—
	7月末日	936,420,115	—	10,346	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第26計算期間	50円
第27計算期間	30円
第28計算期間	30円
第29計算期間	30円
第30計算期間	30円

第31計算期間	30円
第32計算期間	30円
第33計算期間	30円
第34計算期間	30円
第35計算期間	30円
第36計算期間	30円
第37計算期間	30円
第38計算期間	30円
第39計算期間	30円
第40計算期間	30円
第41計算期間	30円
第42計算期間	30円
第43計算期間	30円
第44計算期間	30円
第45計算期間	30円
第46計算期間	30円
第47計算期間	30円
第48計算期間	30円
第49計算期間	30円
第50計算期間	30円
第51計算期間	30円
第52計算期間	30円
第53計算期間	30円
第54計算期間	30円
第55計算期間	30円
第56計算期間	30円
第57計算期間	30円
第58計算期間	30円
第59計算期間	30円
第60計算期間	30円
第61計算期間	30円
第62計算期間	30円
第63計算期間	30円
第64計算期間	30円
第65計算期間	30円
第66計算期間	30円
第67計算期間	30円
第68計算期間	30円
第69計算期間	30円
第70計算期間	30円
第71計算期間	30円
第72計算期間	30円
第73計算期間	30円

第74計算期間	30円
第75計算期間	30円
第76計算期間	30円
第77計算期間	30円
第78計算期間	30円
第79計算期間	30円
第80計算期間	30円
第81計算期間	30円
第82計算期間	30円
第83計算期間	30円
第84計算期間	30円
第85計算期間	30円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第26計算期間	6.22
第27計算期間	0.37
第28計算期間	2.76
第29計算期間	11.32
第30計算期間	1.90
第31計算期間	1.25
第32計算期間	1.31
第33計算期間	2.14
第34計算期間	12.45
第35計算期間	10.67
第36計算期間	7.74
第37計算期間	4.25
第38計算期間	1.60
第39計算期間	2.91
第40計算期間	6.06
第41計算期間	0.15
第42計算期間	0.05
第43計算期間	2.34
第44計算期間	3.76
第45計算期間	4.88
第46計算期間	3.67
第47計算期間	0.08
第48計算期間	1.07
第49計算期間	1.81
第50計算期間	2.84
第51計算期間	3.63

第52計算期間	6.10
第53計算期間	2.20
第54計算期間	0.86
第55計算期間	3.70
第56計算期間	3.83
第57計算期間	2.33
第58計算期間	10.85
第59計算期間	0.11
第60計算期間	1.73
第61計算期間	1.68
第62計算期間	0.96
第63計算期間	5.30
第64計算期間	1.22
第65計算期間	6.00
第66計算期間	0.69
第67計算期間	0.18
第68計算期間	0.58
第69計算期間	0.82
第70計算期間	5.09
第71計算期間	5.00
第72計算期間	0.85
第73計算期間	1.68
第74計算期間	1.28
第75計算期間	2.67
第76計算期間	1.67
第77計算期間	6.88
第78計算期間	3.06
第79計算期間	7.32
第80計算期間	2.38
第81計算期間	0.29
第82計算期間	5.50
第83計算期間	2.31
第84計算期間	3.16
第85計算期間	1.34

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第26計算期間	14,430,166	342,764,845	7,115,752,122
第27計算期間	16,509,047	539,052,203	6,593,208,966
第28計算期間	8,029,978	464,990,770	6,136,248,174

第29計算期間	8,158,779	428,252,385	5,716,154,568
第30計算期間	14,764,111	163,168,194	5,567,750,485
第31計算期間	7,271,240	187,867,892	5,387,153,833
第32計算期間	9,073,583	203,305,390	5,192,922,026
第33計算期間	10,705,903	225,836,190	4,977,791,739
第34計算期間	6,647,454	239,333,984	4,745,105,209
第35計算期間	7,292,785	273,807,577	4,478,590,417
第36計算期間	7,096,392	290,979,903	4,194,706,906
第37計算期間	3,998,420	209,453,158	3,989,252,168
第38計算期間	4,620,406	180,805,494	3,813,067,080
第39計算期間	3,982,157	223,156,202	3,593,893,035
第40計算期間	4,690,165	359,502,890	3,239,080,310
第41計算期間	3,719,619	95,036,634	3,147,763,295
第42計算期間	3,741,057	122,873,813	3,028,630,539
第43計算期間	2,360,833	144,967,485	2,886,023,887
第44計算期間	3,876,741	173,019,494	2,716,881,134
第45計算期間	2,615,867	147,320,640	2,572,176,361
第46計算期間	1,898,237	179,114,842	2,394,959,756
第47計算期間	4,079,131	114,055,961	2,284,982,926
第48計算期間	1,779,290	133,880,263	2,152,881,953
第49計算期間	1,567,024	137,477,201	2,016,971,776
第50計算期間	1,431,946	115,772,031	1,902,631,691
第51計算期間	1,539,499	34,396,548	1,869,774,642
第52計算期間	1,348,693	52,218,938	1,818,904,397
第53計算期間	1,433,978	28,920,038	1,791,418,337
第54計算期間	1,338,593	54,085,848	1,738,671,082
第55計算期間	1,536,577	43,408,954	1,696,798,705
第56計算期間	1,454,887	27,211,941	1,671,041,651
第57計算期間	1,362,989	56,021,507	1,616,383,133
第58計算期間	1,308,308	84,244,501	1,533,446,940
第59計算期間	1,543,818	42,832,770	1,492,157,988
第60計算期間	1,050,739	56,698,464	1,436,510,263
第61計算期間	2,051,364	49,607,626	1,388,954,001
第62計算期間	3,086,505	46,579,625	1,345,460,881
第63計算期間	946,228	63,921,345	1,282,485,764
第64計算期間	1,075,691	43,572,500	1,239,988,955
第65計算期間	881,037	29,190,783	1,211,679,209
第66計算期間	884,854	9,761,405	1,202,802,658
第67計算期間	893,801	30,205,827	1,173,490,632
第68計算期間	859,403	21,057,604	1,153,292,431
第69計算期間	851,741	16,075,361	1,138,068,811
第70計算期間	870,980	10,788,876	1,128,150,915
第71計算期間	864,343	3,290,962	1,125,724,296

第72計算期間	857,540	23,946,949	1,102,634,887
第73計算期間	826,559	13,490,950	1,089,970,496
第74計算期間	823,058	7,110,570	1,083,682,984
第75計算期間	822,381	26,830,224	1,057,675,141
第76計算期間	750,601	31,060,416	1,027,365,326
第77計算期間	809,706	29,055,521	999,119,511
第78計算期間	2,021,907	12,365,708	988,775,710
第79計算期間	8,046,752	12,071,188	984,751,274
第80計算期間	833,275	3,093,739	982,490,810
第81計算期間	844,591	7,751,884	975,583,517
第82計算期間	1,132,968	29,292,003	947,424,482
第83計算期間	855,160	17,537,407	930,742,235
第84計算期間	717,990	11,898,926	919,561,299
第85計算期間	836,213	13,079,091	907,318,421

【三菱ＵＦＪ 資産設計ファンド（バランス型）】

（１）【投資状況】

令和 3年 7月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	1,538,968,054	87.29
親投資信託受益証券	日本	174,814,565	9.92
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	49,225,932	2.79
純資産総額		1,763,008,551	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 3年 7月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	投資信託受益証券	MFS外国株グロース・ファンドF（適格機関投資家専用）	76,201,040	5.5444	422,494,989	5.6595	431,259,785	24.46
日本	投資信託受益証券	グローバル債券コア・ファンド（適格機関投資家専用）	291,324,140	1.1824	344,481,387	1.1876	345,976,548	19.62
日本	投資信託受益証券	グローバル・アセット・モデル・ファンドF（適格機関投資家専用）	14,204	12,256.27	174,088,136	12,394	176,044,376	9.99
日本	親投資信託受益証券	MUAM G - R E I Tマザーファンド	74,224,366	2.0677	153,473,721	2.1145	156,947,421	8.90

日本	投資信託受益証券	ノムラ日本債券オープンＦ（適格機関投資家専用）	6,216	13,795	85,749,720	13,814	85,867,824	4.87
日本	投資信託受益証券	三菱ＵＦＪ 日本債券ファンドＦ（適格機関投資家限定）	91,936,571	0.9335	85,822,789	0.9329	85,767,627	4.86
日本	投資信託受益証券	インベスコ グローバル・ハイ・イールド・ファンドＦ（適格機関投資家専用）	100,340,270	0.8343	83,713,887	0.8311	83,392,798	4.73
日本	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドＢ（適格機関投資家専用）	90,642,568	0.921	83,481,805	0.9196	83,354,905	4.73
日本	投資信託受益証券	ストラテジック・バリュー・オープンＦ（適格機関投資家専用）	3,691	18,243	67,334,913	18,348	67,722,468	3.84
日本	投資信託受益証券	三菱ＵＦＪ 日本株スタイル・ミックス・ファンドＦ（適格機関投資家限定）	56,529,796	1.1722	66,264,226	1.1728	66,298,144	3.76
日本	投資信託受益証券	G I Mエマージング株式ファンドＦ（適格機関投資家専用）	74,770,581	0.6543	48,922,391	0.6371	47,636,337	2.70
日本	投資信託受益証券	G I Mザ・ジャパン（適格機関投資家用）	7,430,691	4.4757	33,257,543	4.5181	33,572,605	1.90
日本	投資信託受益証券	シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンドＦ（適格機関投資家専用）	20,030,374	1.6034	32,116,701	1.6013	32,074,637	1.82
日本	親投資信託受益証券	MUAM J - R E I Tマザーファンド	4,462,881	4.0176	17,930,070	4.0035	17,867,144	1.01

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 3年 7月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	87.29
親投資信託受益証券	9.92
合計	97.21

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年7月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）

第18計算期間末日	(平成23年10月11日)	6,474,900,114	6,508,356,773	5,806	5,836
第19計算期間末日	(平成24年 1月10日)	6,138,091,109	6,169,416,593	5,878	5,908
第20計算期間末日	(平成24年 4月 9日)	6,381,195,281	6,410,686,594	6,491	6,521
第21計算期間末日	(平成24年 7月 9日)	5,856,927,660	5,885,326,053	6,187	6,217
第22計算期間末日	(平成24年10月 9日)	5,760,490,194	5,787,858,762	6,314	6,344
第23計算期間末日	(平成25年 1月 9日)	6,048,532,468	6,074,163,379	7,080	7,110
第24計算期間末日	(平成25年 4月 9日)	6,527,616,056	6,551,617,698	8,159	8,189
第25計算期間末日	(平成25年 7月 9日)	6,115,046,711	6,137,638,800	8,120	8,150
第26計算期間末日	(平成25年10月 9日)	5,843,957,916	5,865,688,663	8,068	8,098
第27計算期間末日	(平成26年 1月 9日)	5,678,741,888	5,698,225,885	8,744	8,774
第28計算期間末日	(平成26年 4月 9日)	5,340,406,878	5,358,967,943	8,632	8,662
第29計算期間末日	(平成26年 7月 9日)	5,189,894,991	5,207,444,249	8,872	8,902
第30計算期間末日	(平成26年10月 9日)	4,864,946,763	4,881,048,587	9,064	9,094
第31計算期間末日	(平成27年 1月 9日)	4,622,898,309	4,636,916,516	9,893	9,923
第32計算期間末日	(平成27年 4月 9日)	4,258,884,961	4,271,617,170	10,035	10,065
第33計算期間末日	(平成27年 7月 9日)	3,699,046,372	3,710,402,158	9,772	9,802
第34計算期間末日	(平成27年10月 9日)	3,403,041,045	3,413,661,580	9,613	9,643
第35計算期間末日	(平成28年 1月12日)	3,020,475,586	3,030,417,896	9,114	9,144
第36計算期間末日	(平成28年 4月11日)	2,877,718,698	2,887,431,140	8,889	8,919
第37計算期間末日	(平成28年 7月11日)	2,680,198,649	2,689,586,819	8,565	8,595
第38計算期間末日	(平成28年10月11日)	2,702,395,254	2,711,556,578	8,849	8,879
第39計算期間末日	(平成29年 1月10日)	2,690,467,365	2,698,939,226	9,527	9,557
第40計算期間末日	(平成29年 4月10日)	2,494,978,997	2,502,906,917	9,441	9,471
第41計算期間末日	(平成29年 7月10日)	2,497,613,850	2,505,197,495	9,880	9,910
第42計算期間末日	(平成29年10月10日)	2,362,928,443	2,373,464,751	10,092	10,137
第43計算期間末日	(平成30年 1月 9日)	2,262,932,494	2,308,846,315	10,350	10,560
第44計算期間末日	(平成30年 4月 9日)	2,061,596,994	2,067,964,698	9,713	9,743
第45計算期間末日	(平成30年 7月 9日)	2,064,604,903	2,070,872,597	9,882	9,912
第46計算期間末日	(平成30年10月 9日)	1,970,317,869	1,976,285,383	9,905	9,935
第47計算期間末日	(平成31年 1月 9日)	1,812,072,715	1,817,963,277	9,229	9,259
第48計算期間末日	(平成31年 4月 9日)	1,929,295,198	1,935,075,397	10,013	10,043
第49計算期間末日	(令和 1年 7月 9日)	1,896,751,475	1,902,454,888	9,977	10,007
第50計算期間末日	(令和 1年10月 9日)	1,843,363,787	1,849,018,782	9,779	9,809
第51計算期間末日	(令和 2年 1月 9日)	1,877,834,716	1,910,134,341	10,174	10,349
第52計算期間末日	(令和 2年 4月 9日)	1,614,968,455	1,620,377,898	8,956	8,986
第53計算期間末日	(令和 2年 7月 9日)	1,749,131,355	1,754,526,505	9,726	9,756
第54計算期間末日	(令和 2年10月 9日)	1,796,179,717	1,801,512,832	10,104	10,134
第55計算期間末日	(令和 3年 1月12日)	1,778,197,048	1,818,469,213	10,376	10,611
第56計算期間末日	(令和 3年 4月 9日)	1,738,918,620	1,810,549,317	10,560	10,995
第57計算期間末日	(令和 3年 7月 9日)	1,720,310,921	1,787,272,703	10,405	10,810
	令和 2年 7月末日	1,761,416,654	—	9,792	—
	8月末日	1,791,181,153	—	10,055	—

9月末日	1,768,532,947	—	9,948	—
10月末日	1,732,902,577	—	9,795	—
11月末日	1,794,532,217	—	10,330	—
12月末日	1,805,423,812	—	10,490	—
令和 3年 1月末日	1,747,081,565	—	10,400	—
2月末日	1,770,625,324	—	10,582	—
3月末日	1,805,148,601	—	10,934	—
4月末日	1,780,573,423	—	10,675	—
5月末日	1,783,384,770	—	10,768	—
6月末日	1,799,438,328	—	10,889	—
7月末日	1,763,008,551	—	10,488	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第18計算期間	30円
第19計算期間	30円
第20計算期間	30円
第21計算期間	30円
第22計算期間	30円
第23計算期間	30円
第24計算期間	30円
第25計算期間	30円
第26計算期間	30円
第27計算期間	30円
第28計算期間	30円
第29計算期間	30円
第30計算期間	30円
第31計算期間	30円
第32計算期間	30円
第33計算期間	30円
第34計算期間	30円
第35計算期間	30円
第36計算期間	30円
第37計算期間	30円
第38計算期間	30円
第39計算期間	30円
第40計算期間	30円
第41計算期間	30円
第42計算期間	45円
第43計算期間	210円
第44計算期間	30円

第45計算期間	30円
第46計算期間	30円
第47計算期間	30円
第48計算期間	30円
第49計算期間	30円
第50計算期間	30円
第51計算期間	175円
第52計算期間	30円
第53計算期間	30円
第54計算期間	30円
第55計算期間	235円
第56計算期間	435円
第57計算期間	405円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第18計算期間	11.44
第19計算期間	1.75
第20計算期間	10.93
第21計算期間	4.22
第22計算期間	2.53
第23計算期間	12.60
第24計算期間	15.66
第25計算期間	0.11
第26計算期間	0.27
第27計算期間	8.75
第28計算期間	0.93
第29計算期間	3.12
第30計算期間	2.50
第31計算期間	9.47
第32計算期間	1.73
第33計算期間	2.32
第34計算期間	1.32
第35計算期間	4.87
第36計算期間	2.13
第37計算期間	3.30
第38計算期間	3.66
第39計算期間	8.00
第40計算期間	0.58
第41計算期間	4.96
第42計算期間	2.60

第43計算期間	4.63
第44計算期間	5.86
第45計算期間	2.04
第46計算期間	0.53
第47計算期間	6.52
第48計算期間	8.82
第49計算期間	0.05
第50計算期間	1.68
第51計算期間	5.82
第52計算期間	11.67
第53計算期間	8.93
第54計算期間	4.19
第55計算期間	5.01
第56計算期間	5.96
第57計算期間	2.36

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第18計算期間	27,823,562	661,876,704	11,152,219,685
第19計算期間	26,242,967	736,634,527	10,441,828,125
第20計算期間	28,909,842	640,300,061	9,830,437,906
第21計算期間	23,178,120	387,484,853	9,466,131,173
第22計算期間	22,762,385	366,037,321	9,122,856,237
第23計算期間	23,052,103	602,271,103	8,543,637,237
第24計算期間	22,547,579	565,637,217	8,000,547,599
第25計算期間	14,608,204	484,459,279	7,530,696,524
第26計算期間	21,369,775	308,483,789	7,243,582,510
第27計算期間	22,694,202	771,610,862	6,494,665,850
第28計算期間	12,605,796	320,249,781	6,187,021,865
第29計算期間	10,252,052	347,521,082	5,849,752,835
第30計算期間	13,458,896	495,936,827	5,367,274,904
第31計算期間	8,470,748	703,009,783	4,672,735,869
第32計算期間	8,519,038	437,185,133	4,244,069,774
第33計算期間	11,202,263	470,009,967	3,785,262,070
第34計算期間	6,649,545	251,733,004	3,540,178,611
第35計算期間	4,771,370	230,846,344	3,314,103,637
第36計算期間	5,473,831	82,096,599	3,237,480,869
第37計算期間	5,202,112	113,292,886	3,129,390,095
第38計算期間	5,548,299	81,163,548	3,053,774,846
第39計算期間	4,963,151	234,784,157	2,823,953,840

第40計算期間	4,020,306	185,333,980	2,642,640,166
第41計算期間	8,608,066	123,366,362	2,527,881,870
第42計算期間	4,021,603	190,501,518	2,341,401,955
第43計算期間	4,709,995	159,739,496	2,186,372,454
第44計算期間	15,438,151	79,242,508	2,122,568,097
第45計算期間	3,031,334	36,367,999	2,089,231,432
第46計算期間	3,869,540	103,929,540	1,989,171,432
第47計算期間	2,956,982	28,607,609	1,963,520,805
第48計算期間	3,096,526	39,884,329	1,926,733,002
第49計算期間	2,847,489	28,442,600	1,901,137,891
第50計算期間	2,879,728	19,019,028	1,884,998,591
第51計算期間	2,877,149	42,182,831	1,845,692,909
第52計算期間	12,041,210	54,586,214	1,803,147,905
第53計算期間	3,185,857	7,950,403	1,798,383,359
第54計算期間	4,106,345	24,784,613	1,777,705,091
第55計算期間	3,773,189	67,769,115	1,713,709,165
第56計算期間	18,840,742	85,867,199	1,646,682,708
第57計算期間	27,007,298	20,312,669	1,653,377,337

【三菱ＵＦＪ 資産設計ファンド（株式重視型）】

（１）【投資状況】

令和 3年 7月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	722,362,808	87.95
親投資信託受益証券	日本	80,353,441	9.78
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	18,628,165	2.27
純資産総額		821,344,414	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 3年 7月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	MFS外国株グロース・ファンドF（適格機関投資家専用）	42,548,023	5.5448	235,922,277	5.6595	240,800,536	29.32

日本	投資信託受益証券	グローバル債券コア・ファンド（適格機関投資家専用）	68,292,849	1.1825	80,762,614	1.1876	81,104,587	9.87
日本	投資信託受益証券	グローバル・アセット・モデル・ファンドF（適格機関投資家専用）	6,525	12,257.34	79,979,184	12,394	80,870,850	9.85
日本	親投資信託受益証券	MUAM G - R E I Tマザーファンド	34,066,488	2.0692	70,490,377	2.1145	72,033,588	8.77
日本	投資信託受益証券	ストラテジック・バリュール・オープンF（適格機関投資家専用）	3,565	18,280.75	65,170,891	18,348	65,410,620	7.96
日本	投資信託受益証券	三菱ＵＦＪ 日本株スタイル・ミックス・ファンドF（適格機関投資家限定）	55,439,586	1.1739	65,081,552	1.1728	65,019,546	7.92
日本	投資信託受益証券	G I Mエマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）	71,172,768	0.6548	46,606,367	0.6371	45,344,170	5.52
日本	投資信託受益証券	アライアンス・パースタイン・エマージング市場債券ファンドB（適格機関投資家専用）	44,388,765	0.9209	40,881,074	0.9196	40,819,908	4.97
日本	投資信託受益証券	インベスコ グローバル・ハイ・イールド・ファンド F（適格機関投資家専用）	49,093,738	0.8343	40,960,701	0.8311	40,801,805	4.97
日本	投資信託受益証券	シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）	19,823,305	1.6071	31,859,130	1.6013	31,743,058	3.86
日本	投資信託受益証券	G I Mザ・ジャパン（適格機関投資家専用）	6,739,056	4.4757	30,161,992	4.5181	30,447,728	3.71
日本	親投資信託受益証券	MUAM J - R E I Tマザーファンド	2,078,145	4.0176	8,349,155	4.0035	8,319,853	1.01

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 3年 7月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	87.95
親投資信託受益証券	9.78
合計	97.73

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年7月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第10計算期間末日 (平成24年 1月10日)	2,467,755,441	2,479,007,128	5,483	5,508
第11計算期間末日 (平成24年 7月 9日)	2,443,514,059	2,453,983,392	5,835	5,860
第12計算期間末日 (平成25年 1月 9日)	2,436,617,709	2,445,483,931	6,871	6,896
第13計算期間末日 (平成25年 7月 9日)	2,519,153,520	2,526,827,015	8,207	8,232
第14計算期間末日 (平成26年 1月 9日)	2,361,171,330	2,367,728,326	9,002	9,027
第15計算期間末日 (平成26年 7月 9日)	2,198,685,038	2,204,697,075	9,143	9,168
第16計算期間末日 (平成27年 1月 9日)	1,933,782,725	1,958,589,330	10,134	10,264
第17計算期間末日 (平成27年 7月 9日)	1,543,130,380	1,555,373,083	10,084	10,164
第18計算期間末日 (平成28年 1月12日)	1,270,168,704	1,273,618,751	9,204	9,229
第19計算期間末日 (平成28年 7月11日)	1,132,036,747	1,135,337,501	8,574	8,599
第20計算期間末日 (平成29年 1月10日)	1,187,749,625	1,190,735,500	9,945	9,970
第21計算期間末日 (平成29年 7月10日)	1,069,144,396	1,097,704,300	10,295	10,570
第22計算期間末日 (平成30年 1月 9日)	980,063,023	1,034,372,193	10,828	11,428
第23計算期間末日 (平成30年 7月 9日)	909,617,370	916,319,676	10,179	10,254
第24計算期間末日 (平成31年 1月 9日)	807,826,037	809,992,061	9,324	9,349
第25計算期間末日 (令和 1年 7月 9日)	864,438,440	868,248,527	10,210	10,255
第26計算期間末日 (令和 2年 1月 9日)	827,510,266	858,958,018	10,394	10,789
第27計算期間末日 (令和 2年 7月 9日)	772,406,569	774,383,948	9,766	9,791
第28計算期間末日 (令和 3年 1月12日)	810,801,275	843,064,578	10,681	11,106
第29計算期間末日 (令和 3年 7月 9日)	784,519,642	846,679,147	10,854	11,714
令和 2年 7月末日	775,631,199	—	9,817	—
8月末日	797,593,167	—	10,180	—
9月末日	786,159,291	—	10,080	—
10月末日	769,391,170	—	9,963	—
11月末日	822,060,541	—	10,689	—
12月末日	835,982,111	—	10,891	—
令和 3年 1月末日	810,370,833	—	10,696	—
2月末日	827,911,858	—	11,003	—
3月末日	855,254,741	—	11,403	—
4月末日	863,004,633	—	11,604	—
5月末日	869,499,578	—	11,700	—
6月末日	856,651,364	—	11,853	—
7月末日	821,344,414	—	10,935	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第10計算期間	25円
第11計算期間	25円

第12計算期間	25円
第13計算期間	25円
第14計算期間	25円
第15計算期間	25円
第16計算期間	130円
第17計算期間	80円
第18計算期間	25円
第19計算期間	25円
第20計算期間	25円
第21計算期間	275円
第22計算期間	600円
第23計算期間	75円
第24計算期間	25円
第25計算期間	45円
第26計算期間	395円
第27計算期間	25円
第28計算期間	425円
第29計算期間	860円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第10計算期間	13.19
第11計算期間	6.87
第12計算期間	18.18
第13計算期間	19.80
第14計算期間	9.99
第15計算期間	1.84
第16計算期間	12.26
第17計算期間	0.29
第18計算期間	8.47
第19計算期間	6.57
第20計算期間	16.28
第21計算期間	6.28
第22計算期間	11.00
第23計算期間	5.30
第24計算期間	8.15
第25計算期間	9.98
第26計算期間	5.67
第27計算期間	5.80
第28計算期間	13.72
第29計算期間	9.67

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額）を控除した額を当該基準価額（分配額の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第10計算期間	19,860,451	785,346,168	4,500,675,065
第11計算期間	25,755,987	338,697,743	4,187,733,309
第12計算期間	15,472,463	656,716,669	3,546,489,103
第13計算期間	32,868,112	509,959,166	3,069,398,049
第14計算期間	9,034,533	455,633,930	2,622,798,652
第15計算期間	7,234,473	225,218,034	2,404,815,091
第16計算期間	8,039,553	504,654,187	1,908,200,457
第17計算期間	13,150,095	391,012,624	1,530,337,928
第18計算期間	7,063,519	157,382,618	1,380,018,829
第19計算期間	3,969,650	63,686,564	1,320,301,915
第20計算期間	4,023,850	129,975,609	1,194,350,156
第21計算期間	5,583,545	161,391,735	1,038,541,966
第22計算期間	38,896,735	172,285,853	905,152,848
第23計算期間	25,582,900	37,094,909	893,640,839
第24計算期間	6,674,377	33,905,247	866,409,969
第25計算期間	2,820,292	22,544,237	846,686,024
第26計算期間	3,333,474	53,873,868	796,145,630
第27計算期間	16,827,446	22,021,127	790,951,949
第28計算期間	2,403,405	34,218,803	759,136,551
第29計算期間	17,338,073	53,689,681	722,784,943

参考情報

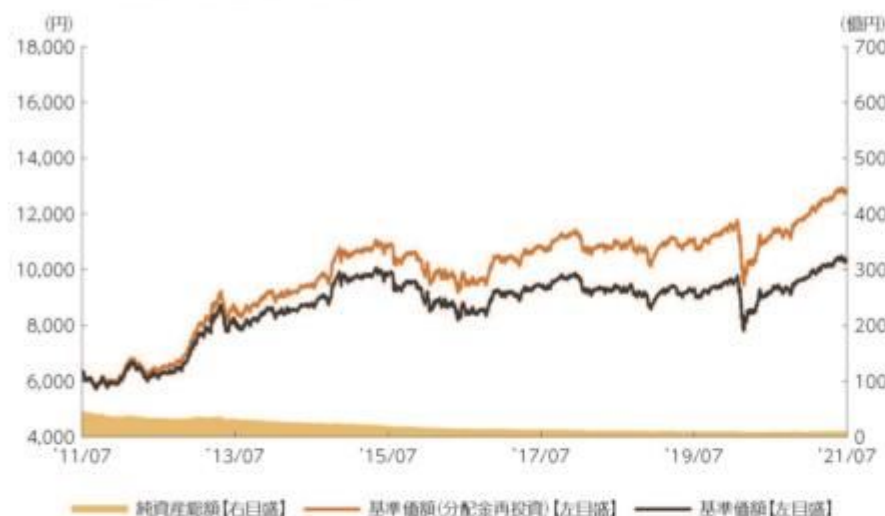


運用実績

2021年7月30日現在

三菱UFJ 資産設計ファンド(分配型)

■基準価額・純資産の推移 2011年7月29日～2021年7月30日



■基準価額・純資産

基準価額	10,346円
純資産総額	9.3億円

●純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2021年 7月	30円
2021年 5月	30円
2021年 3月	30円
2021年 1月	30円
2020年 11月	30円
2020年 9月	30円

直近1年間累計 180円

設定来累計 3,085円

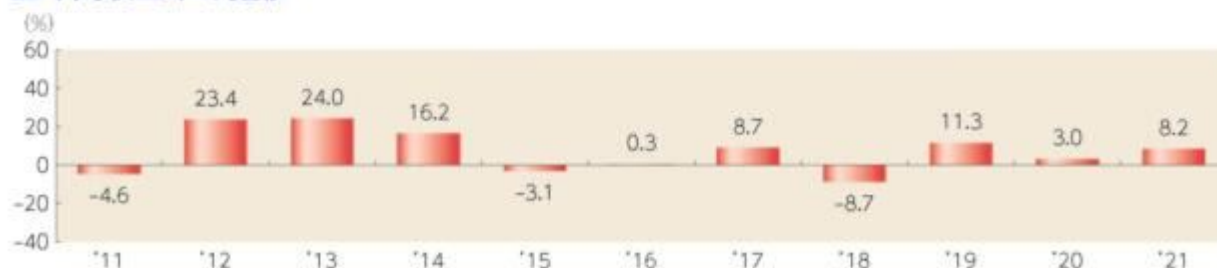
●分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

組入上位銘柄	資産クラス	比率
1 グローバル債券コア・ファンド(適格機関投資家専用)	海外債券	29.4%
2 インベスコグローバル・ハイ・イールド・ファンドF(適格機関投資家専用)	ハイイールド債券	14.9%
3 アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB(適格機関投資家専用)	エマージング債券	14.7%
4 グローバル・アセット・モデル・ファンドF(適格機関投資家専用)	絶対収益追求型運用	9.8%
5 MUAM G-REITマザーファンド	不動産投資信託	9.0%
6 MFS外国株グロース・ファンドF(適格機関投資家専用)	海外株式	4.9%
7 ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)	日本株式	4.0%
8 三菱UFJ日本株スタイル・ミックス・ファンドF(適格機関投資家限定)	日本株式	3.8%
9 GIMエマージング株式ファンドF(適格機関投資家専用)	エマージング株式	2.8%
10 シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンドF(適格機関投資家専用)	エマージング株式	2.1%

●比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

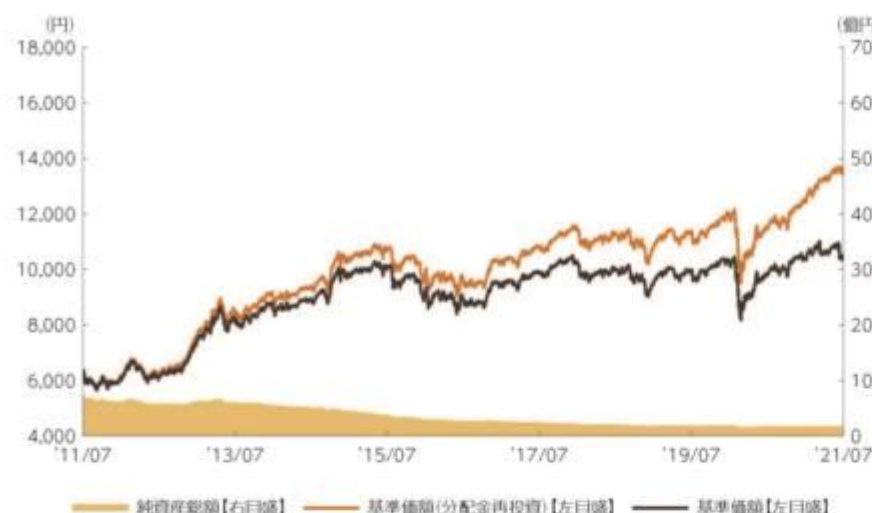
■年間収益率の推移



上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

三菱UFJ 資産設計ファンド(バランス型)

■基準価額・純資産の推移 2011年7月29日～2021年7月30日



- ・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	10,488円
純資産総額	17.6億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2021年 7月	405円
2021年 4月	435円
2021年 1月	235円
2020年 10月	30円
2020年 7月	30円
2020年 4月	30円
直近1年間累計	1,105円
設定来累計	3,355円

・分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

組入上位銘柄	資産クラス	比率
1 MFS外国株グロース・ファンドF(適格機関投資家専用)	海外株式	24.5%
2 グローバル債券コア・ファンド(適格機関投資家専用)	海外債券	19.6%
3 グローバル・アセット・モデル・ファンドF(適格機関投資家専用)	絶対収益追求型運用	10.0%
4 MUAM G-REITマザーファンド	不動産投資信託	8.9%
5 ノムラ日本債券オープンF(適格機関投資家専用)	日本債券	4.9%
6 三菱UFJ 日本債券ファンドF(適格機関投資家限定)	日本債券	4.9%
7 インベスコ グローバル・ハイ・イールド・ファンド F (適格機関投資家専用)	ハイイールド債券	4.7%
8 アライアンス・パーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB(適格機関投資家専用)	エマージング債券	4.7%
9 ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)	日本株式	3.8%
10 三菱UFJ 日本株スタイル・ミックス・ファンドF(適格機関投資家限定)	日本株式	3.8%

・比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

■年間収益率の推移

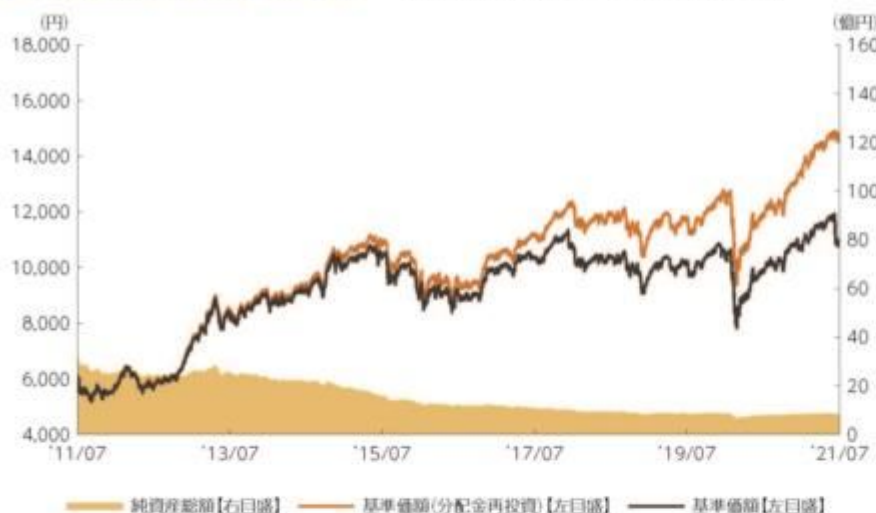


- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2021年は年初から7月30日までの収益率を表示
- ・ファンド毎にベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

三菱UFJ 資産設計ファンド(株式重視型)

■基準価額・純資産の推移 2011年7月29日～2021年7月30日



- ・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	10,935円
純資産総額	8.2億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2021年7月	860円
2021年1月	425円
2020年7月	25円
2020年1月	395円
2019年7月	45円
2019年1月	25円
設定来累計	3,810円

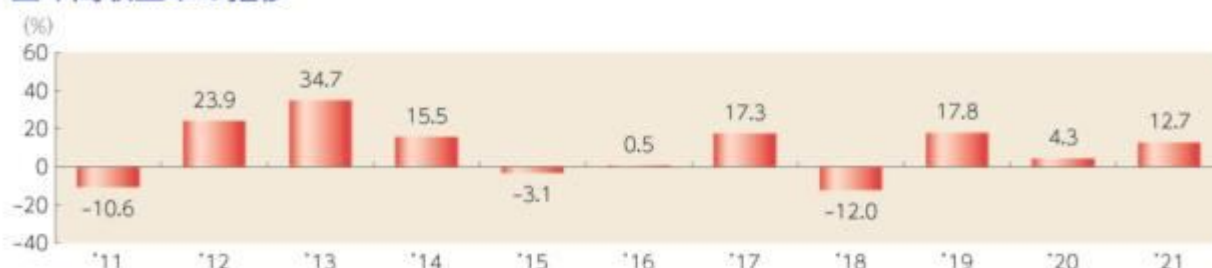
・分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

組入上位銘柄	資産クラス	比率
1 MFS外国株グロース・ファンドF(適格機関投資家専用)	海外株式	29.3%
2 グローバル債券コア・ファンド(適格機関投資家専用)	海外債券	9.9%
3 グローバル・アセット・モデル・ファンドF(適格機関投資家専用)	絶対収益追求型運用	9.8%
4 MUAM G-REITマザーファンド	不動産投資信託	8.8%
5 ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)	日本株式	8.0%
6 三菱UFJ 日本株スタイル・ミックス・ファンドF(適格機関投資家限定)	日本株式	7.9%
7 GIMエマージング株式ファンドF(適格機関投資家専用)	エマージング株式	5.5%
8 アライアンス・パースナリティ・エマージング市場債券ファンドB(適格機関投資家専用)	エマージング債券	5.0%
9 インベスコ グローバル・ハイ・イールド・ファンド F (適格機関投資家専用)	ハイイールド債券	5.0%
10 シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンドF(適格機関投資家専用)	エマージング株式	3.9%

・比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

■年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2021年は年初から7月30日までの収益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第３【ファンドの経理状況】

- １ 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- ２ 隔月および四半期決算ファンドの計算期間は６ヵ月末満であるため、財務諸表は６ヵ月毎に作成しております。

- ３ 当ファンドは、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づき、当期（令和３年１月13日から令和３年７月９日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

【三菱ＵＦＪ 資産設計ファンド（分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）		
	前期 [令和 3年 1月12日現在]	当期 [令和 3年 7月 9日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	15,375,817	20,203,264
投資信託受益証券	822,269,761	827,494,516
親投資信託受益証券	87,754,075	91,720,200
流動資産合計	925,399,653	939,417,980
資産合計	925,399,653	939,417,980
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,842,273	2,721,955
未払受託者報酬	70,946	68,305
未払委託者報酬	1,436,646	1,383,138
未払利息	5	19
その他未払費用	4,948	4,757
流動負債合計	4,354,818	4,178,174
負債合計	4,354,818	4,178,174
純資産の部		
元本等		
元本	947,424,482	907,318,421
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	26,379,647	27,921,385
（分配準備積立金）	53,769,491	50,805,940
元本等合計	921,044,835	935,239,806
純資産合計	921,044,835	935,239,806
負債純資産合計	925,399,653	939,417,980

（２）【損益及び剰余金計算書】

	前期 自 令和 2年 7月10日 至 令和 3年 1月12日	当期 自 令和 3年 1月13日 至 令和 3年 7月 9日
営業収益		
受取配当金	7,089,291	6,697,268
受取利息	18	2
有価証券売買等損益	65,151,791	60,161,627
その他収益	-	142,666
営業収益合計	72,241,100	67,001,563
営業費用		
支払利息	2,018	793
受託者報酬	205,926	200,395
委託者報酬	4,169,881	4,057,793
その他費用	14,356	13,962
営業費用合計	4,392,181	4,272,943
営業利益又は営業損失（ ）	67,848,919	62,728,620
経常利益又は経常損失（ ）	67,848,919	62,728,620
当期純利益又は当期純損失（ ）	67,848,919	62,728,620
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,082,132	552,750
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	87,326,429	26,379,647
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,085,954	658,150
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,085,954	634,461
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	23,689
剰余金減少額又は欠損金増加額	189,464	260,124
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	242,385
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	189,464	17,739
分配金	8,716,495	8,272,864
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	26,379,647	27,921,385

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年1月9日および7月9日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和 3年 1月13日から令和 3年 7月 9日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当期〔令和 3年 7月 9日現在〕

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 3年 1月12日現在]	当期 [令和 3年 7月 9日現在]
1. 期首元本額	984,751,274円	947,424,482円
期中追加設定元本額	2,810,834円	2,409,363円
期中一部解約元本額	40,137,626円	42,515,424円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	26,379,647円	—円
3. 受益権の総数	947,424,482口	907,318,421口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 2年 7月10日 至 令和 3年 1月12日	当期 自 令和 3年 1月13日 至 令和 3年 7月 9日																																																												
1. 分配金の計算過程 第80期 令和 2年 7月10日 令和 2年 9月 9日	1. 分配金の計算過程 第83期 令和 3年 1月13日 令和 3年 3月 9日																																																												
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>2,394,920円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>13,635,769円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>57,597,211円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>73,627,900円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>982,490,810口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>749円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>30円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>2,947,472円</td></tr></table> 第81期 令和 2年 9月10日 令和 2年11月 9日	項目			費用控除後の配当等収益額	A	2,394,920円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	13,635,769円	分配準備積立金額	D	57,597,211円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	73,627,900円	当ファンドの期末残存口数	F	982,490,810口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	749円	1万口当たり分配金額	H	30円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,947,472円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>2,435,008円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>13,075,438円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>52,803,445円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>68,313,891円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>930,742,235口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>733円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>30円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>2,792,226円</td></tr></table> 第84期 令和 3年 3月10日 令和 3年 5月10日	項目			費用控除後の配当等収益額	A	2,435,008円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	13,075,438円	分配準備積立金額	D	52,803,445円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	68,313,891円	当ファンドの期末残存口数	F	930,742,235口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	733円	1万口当たり分配金額	H	30円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,792,226円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	2,394,920円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																											
収益調整金額	C	13,635,769円																																																											
分配準備積立金額	D	57,597,211円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	73,627,900円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	982,490,810口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	749円																																																											
1万口当たり分配金額	H	30円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,947,472円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	2,435,008円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																											
収益調整金額	C	13,075,438円																																																											
分配準備積立金額	D	52,803,445円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	68,313,891円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	930,742,235口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	733円																																																											
1万口当たり分配金額	H	30円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,792,226円																																																											
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>1,748,986円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>13,589,013円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>56,607,827円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>71,945,826円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>975,583,517口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>737円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,748,986円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	13,589,013円	分配準備積立金額	D	56,607,827円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	71,945,826円	当ファンドの期末残存口数	F	975,583,517口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	737円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>2,412,921円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>12,958,713円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>51,794,213円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>67,165,847円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>919,561,299口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>730円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	2,412,921円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	12,958,713円	分配準備積立金額	D	51,794,213円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	67,165,847円	当ファンドの期末残存口数	F	919,561,299口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	730円												
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	1,748,986円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																											
収益調整金額	C	13,589,013円																																																											
分配準備積立金額	D	56,607,827円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	71,945,826円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	975,583,517口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	737円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	2,412,921円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																											
収益調整金額	C	12,958,713円																																																											
分配準備積立金額	D	51,794,213円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	67,165,847円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	919,561,299口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	730円																																																											

前期 自 令和 2年 7月10日 至 令和 3年 1月12日			当期 自 令和 3年 1月13日 至 令和 3年 7月 9日		
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,926,750円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,758,683円
第82期 令和 2年11月10日 令和 3年 1月12日			第85期 令和 3年 5月11日 令和 3年 7月 9日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,811,031円	費用控除後の配当等収益額	A	2,790,340円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	13,260,694円	収益調整金額	C	12,832,647円
分配準備積立金額	D	53,800,733円	分配準備積立金額	D	50,737,555円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	69,872,458円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	66,360,542円
当ファンドの期末残存口数	F	947,424,482口	当ファンドの期末残存口数	F	907,318,421口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	737円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	731円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,842,273円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,721,955円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 2年 7月10日 至 令和 3年 1月12日	当期 自 令和 3年 1月13日 至 令和 3年 7月 9日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左

区分	前期 自 令和 2年 7月10日 至 令和 3年 1月12日	当期 自 令和 3年 1月13日 至 令和 3年 7月 9日
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 3年 1月12日現在]	当期 [令和 3年 7月 9日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 3年 1月12日現在]	当期 [令和 3年 7月 9日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	39,732,512	6,163,297
親投資信託受益証券	6,246,757	4,802,241
合計	45,979,269	10,965,538

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 3年 1月12日現在]	当期 [令和 3年 7月 9日現在]
1口当たり純資産額	0.9722円	1.0308円
(1万口当たり純資産額)	(9,722円)	(10,308円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）	12,171,414	19,515,645	
	MFS外国株グロース・ファンドF（適格機関投資家専用）	8,139,786	45,098,484	
	アライアンス・パースタイン・エマージング市場債券ファンドB（適格機関投資家専用）	149,407,503	137,604,310	

	グローバル・アセット・モデル・ファンドF（適格機関投資家専用）	7,415	90,878,240	
	ストラテジック・バリュー・オープンF（適格機関投資家専用）	1,894	34,552,242	
	インベスコ グローバル・ハイ・イールド・ファンドF（適格機関投資家専用）	167,412,798	139,672,497	
	三菱ＵＦＪ 日本株スタイル・ミックス・ファンドF（適格機関投資家限定）	30,376,327	35,607,130	
	グローバル債券コア・ファンド（適格機関投資家専用）	235,985,625	279,029,403	
	G I Mエマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）	41,152,084	26,925,808	
	G I Mザ・ジャパン（適格機関投資家用）	4,158,178	18,610,757	
投資信託受益証券 合計		648,813,024	827,494,516	
親投資信託受益証券	MUAM G - REITマザーファンド	39,678,126	82,042,461	
	MUAM J - REITマザーファンド	2,408,836	9,677,739	
親投資信託受益証券 合計		42,086,962	91,720,200	
合計		690,899,986	919,214,716	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ 資産設計ファンド（バランス型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 3年 1月12日現在]	当期 [令和 3年 7月 9日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	63,960,830	106,937,607
投資信託受益証券	1,579,527,531	1,513,582,668
親投資信託受益証券	170,468,994	171,403,791
未収入金	10,000,000	-
流動資産合計	1,823,957,355	1,791,924,066
資産合計	1,823,957,355	1,791,924,066
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	40,272,165	66,961,782
未払解約金	610,928	-
未払受託者報酬	204,755	195,274
未払委託者報酬	4,658,135	4,442,344
未払利息	22	104

	前期 [令和 3年 1月12日現在]	当期 [令和 3年 7月 9日現在]
その他未払費用	14,302	13,641
流動負債合計	45,760,307	71,613,145
負債合計	45,760,307	71,613,145
純資産の部		
元本等		
元本	1,713,709,165	1,653,377,337
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	64,487,883	66,933,584
（分配準備積立金）	86,697,581	85,451,181
元本等合計	1,778,197,048	1,720,310,921
純資産合計	1,778,197,048	1,720,310,921
負債純資産合計	1,823,957,355	1,791,924,066

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 至 令和 2年 7月10日 令和 3年 1月12日	当期 自 至 令和 3年 1月13日 令和 3年 7月 9日
営業収益		
受取配当金	5,614,075	5,168,249
受取利息	37	4
有価証券売買等損益	164,981,548	147,951,250
その他収益	-	308,561
営業収益合計	170,595,660	153,428,064
営業費用		
支払利息	4,112	2,074
受託者報酬	401,807	381,739
委託者報酬	9,141,193	8,684,428
その他費用	28,066	26,661
営業費用合計	9,575,178	9,094,902
営業利益又は営業損失（ ）	161,020,482	144,333,162
経常利益又は経常損失（ ）	161,020,482	144,333,162
当期純利益又は当期純損失（ ）	161,020,482	144,333,162
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,786,265	1,490,093
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	49,252,004	64,487,883
剰余金増加額又は欠損金減少額	793,337	2,389,070
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	702,892	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	90,445	2,389,070
剰余金減少額又は欠損金増加額	682,387	4,193,959
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	620,588	4,193,959
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	61,799	-
分配金	45,605,280	138,592,479
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	64,487,883	66,933,584

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
	ファンドの特定期間
	当ファンドは、原則として毎年1月9日および7月9日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和 3年 1月13日から令和 3年 7月 9日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当期〔令和 3年 7月 9日現在〕

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 3年 1月12日現在]	当期 [令和 3年 7月 9日現在]
1. 期首元本額	1,798,383,359円	1,713,709,165円
期中追加設定元本額	7,879,534円	45,848,040円
期中一部解約元本額	92,553,728円	106,179,868円
2. 受益権の総数	1,713,709,165口	1,653,377,337口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 2年 7月10日 至 令和 3年 1月12日	当期 自 令和 3年 1月13日 至 令和 3年 7月 9日																																																						
1. 分配金の計算過程 第54期 令和 2年 7月10日 令和 2年10月 9日	1. 分配金の計算過程 第56期 令和 3年 1月13日 令和 3年 4月 9日																																																						
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>4,018,672円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>16,308,221円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>49,394,016円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>69,720,909円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>1,777,705,091口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>392円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>30円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	4,018,672円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	16,308,221円	分配準備積立金額	D	49,394,016円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	69,720,909円	当ファンドの期末残存口数	F	1,777,705,091口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	392円	1万口当たり分配金額	H	30円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>3,786,142円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>97,861,536円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>16,120,324円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>82,531,952円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>200,299,954円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>1,646,682,708口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>1,216円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>435円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	3,786,142円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	97,861,536円	収益調整金額	C	16,120,324円	分配準備積立金額	D	82,531,952円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	200,299,954円	当ファンドの期末残存口数	F	1,646,682,708口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,216円	1万口当たり分配金額	H	435円
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	4,018,672円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																					
収益調整金額	C	16,308,221円																																																					
分配準備積立金額	D	49,394,016円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	69,720,909円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	1,777,705,091口																																																					
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	392円																																																					
1万口当たり分配金額	H	30円																																																					
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	3,786,142円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	97,861,536円																																																					
収益調整金額	C	16,120,324円																																																					
分配準備積立金額	D	82,531,952円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	200,299,954円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	1,646,682,708口																																																					
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,216円																																																					
1万口当たり分配金額	H	435円																																																					

前期 自 令和 2年 7月10日 至 令和 3年 1月12日			当期 自 令和 3年 1月13日 至 令和 3年 7月 9日		
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	5,333,115円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	71,630,697円
第55期 令和 2年10月10日 令和 3年 1月12日			第57期 令和 3年 4月10日 令和 3年 7月 9日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,189,828円	費用控除後の配当等収益額	A	3,839,986円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	76,447,267円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	37,355,405円
収益調整金額	C	15,821,621円	収益調整金額	C	18,012,972円
分配準備積立金額	D	46,332,651円	分配準備積立金額	D	111,217,572円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	142,791,367円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	170,425,935円
当ファンドの期末残存口数	F	1,713,709,165口	当ファンドの期末残存口数	F	1,653,377,337口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	833円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	1,030円
1万口当たり分配金額	H	235円	1万口当たり分配金額	H	405円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	40,272,165円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	66,961,782円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 2年 7月10日 至 令和 3年 1月12日	当期 自 令和 3年 1月13日 至 令和 3年 7月 9日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左

区分	前期 自 令和 2年 7月10日 至 令和 3年 1月12日	当期 自 令和 3年 1月13日 至 令和 3年 7月 9日
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 3年 1月12日現在]	当期 [令和 3年 7月 9日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 3年 1月12日現在]	当期 [令和 3年 7月 9日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	81,093,709	24,152,230
親投資信託受益証券	3,841,949	15,077,838
合計	84,935,658	39,230,068

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 3年 1月12日現在]	当期 [令和 3年 7月 9日現在]
1口当たり純資産額	1.0376円	1.0405円
(1万口当たり純資産額)	(10,376円)	(10,405円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）	20,030,374	32,116,701	
	MFS外国株グロース・ファンドF（適格機関投資家専用）	75,867,930	420,346,266	
	アライアンス・パーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB（適格機関投資家専用）	90,642,568	83,481,805	

	ノムラ日本債券オープンＦ（適格機関投資家専用）	6,216	85,749,720	
	グローバル・アセット・モデル・ファンドＦ（適格機関投資家専用）	13,715	168,091,040	
	ストラテジック・バリュー・オープンＦ（適格機関投資家専用）	3,691	67,334,913	
	インベスコ グローバル・ハイ・イールド・ファンドＦ（適格機関投資家専用）	100,340,270	83,713,887	
	三菱ＵＦＪ 日本債券ファンドＦ（適格機関投資家限定）	91,936,571	85,822,789	
	三菱ＵＦＪ 日本株スタイル・ミックス・ファンドＦ（適格機関投資家限定）	56,529,796	66,264,226	
	グローバル債券コア・ファンド（適格機関投資家専用）	286,266,397	338,481,387	
	G I Mエマージング株式ファンドＦ（適格機関投資家専用）	74,770,581	48,922,391	
	G I Mザ・ジャパン（適格機関投資家用）	7,430,691	33,257,543	
投資信託受益証券 合計		803,838,800	1,513,582,668	
親投資信託受益証券	MUAM G - R E I Tマザーファンド	74,224,366	153,473,721	
	MUAM J - R E I Tマザーファンド	4,462,881	17,930,070	
親投資信託受益証券 合計		78,687,247	171,403,791	
合計		882,526,047	1,684,986,459	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ 資産設計ファンド（株式重視型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第28期 [令和 3年 1月12日現在]	第29期 [令和 3年 7月 9日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	46,471,380	90,330,659
投資信託受益証券	721,549,337	683,345,481
親投資信託受益証券	75,191,474	77,792,383
未収入金	9,000,000	-
流動資産合計	852,212,191	851,468,523
資産合計	852,212,191	851,468,523
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	32,263,303	62,159,505

	第28期 [令和 3年 1月12日現在]	第29期 [令和 3年 7月 9日現在]
未払解約金	4,396,891	-
未払受託者報酬	180,537	182,001
未払委託者報酬	4,558,493	4,595,516
未払利息	16	88
その他未払費用	11,676	11,771
流動負債合計	41,410,916	66,948,881
負債合計	41,410,916	66,948,881
純資産の部		
元本等		
元本	759,136,551	722,784,943
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	51,664,724	61,734,699
（分配準備積立金）	67,616,810	75,337,804
元本等合計	810,801,275	784,519,642
純資産合計	810,801,275	784,519,642
負債純資産合計	852,212,191	851,468,523

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第28期 自 令和 2年 7月10日 至 令和 3年 1月12日	第29期 自 令和 3年 1月13日 至 令和 3年 7月 9日
営業収益		
受取配当金	2,953,700	2,849,917
受取利息	23	1
有価証券売買等損益	105,364,325	79,383,593
その他収益	-	142,360
営業収益合計	108,318,048	82,375,871
営業費用		
支払利息	2,224	1,016
受託者報酬	180,537	182,001
委託者報酬	4,558,493	4,595,516
その他費用	11,676	11,771
営業費用合計	4,752,930	4,790,304
営業利益又は営業損失（ ）	103,565,118	77,585,567
経常利益又は経常損失（ ）	103,565,118	77,585,567
当期純利益又は当期純損失（ ）	103,565,118	77,585,567
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,938,118	3,097,197
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	18,545,380	51,664,724
剰余金増加額又は欠損金減少額	846,407	1,323,017
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	839,582	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,825	1,323,017
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	3,581,907
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	3,581,907
分配金	32,263,303	62,159,505
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	51,664,724	61,734,699

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年1月9日および7月9日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は令和 3年 1月13日から令和 3年 7月 9日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第29期〔令和 3年 7月 9日現在〕

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第28期 〔令和 3年 1月12日現在〕	第29期 〔令和 3年 7月 9日現在〕
1. 期首元本額	790,951,949円	759,136,551円
期中追加設定元本額	2,403,405円	17,338,073円
期中一部解約元本額	34,218,803円	53,689,681円
2. 受益権の総数	759,136,551口	722,784,943口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第28期 自 令和 2年 7月10日 至 令和 3年 1月12日			第29期 自 令和 3年 1月13日 至 令和 3年 7月 9日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,082,194円	費用控除後の配当等収益額	A	3,949,098円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	44,616,258円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	70,539,272円
収益調整金額	C	17,327,933円	収益調整金額	C	17,945,868円
分配準備積立金額	D	51,181,661円	分配準備積立金額	D	63,008,939円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	117,208,046円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	155,443,177円
当ファンドの期末残存口数	F	759,136,551口	当ファンドの期末残存口数	F	722,784,943口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,543円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,150円
1万口当たり分配金額	H	425円	1万口当たり分配金額	H	860円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	32,263,303円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	62,159,505円

（金融商品に関する注記）

１ 金融商品の状況に関する事項

区分	第28期 自 令和 2年 7月10日 至 令和 3年 1月12日	第29期 自 令和 3年 1月13日 至 令和 3年 7月 9日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	第28期 [令和 3年 1月12日現在]	第29期 [令和 3年 7月 9日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引

区分	第28期 [令和 3年 1月12日現在]	第29期 [令和 3年 7月 9日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左 (3) 上記以外の金融商品 同左 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第28期 [令和 3年 1月12日現在]	第29期 [令和 3年 7月 9日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	85,123,280	47,579,222
親投資信託受益証券	5,567,497	17,660,051
合計	90,690,777	65,239,273

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（ 1口当たり情報 ）

	第28期 [令和 3年 1月12日現在]	第29期 [令和 3年 7月 9日現在]
1口当たり純資産額	1.0681円	1.0854円
(1万口当たり純資産額)	(10,681円)	(10,854円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位 : 円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）	17,998,709	28,859,130	
	MFS外国株グロース・ファンドF（適格機関投資家専用）	41,488,757	229,868,458	
	アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB（適格機関投資家専用）	41,130,374	37,881,074	
	グローバル・アセット・モデル・ファンドF（適格機関投資家専用）	6,281	76,979,936	
	ストラテジック・バリュー・オープンF（適格機関投資家専用）	3,299	60,183,657	
	インベスコ グローバル・ハイ・イールド・ファンドF（適格機関投資家専用）	45,500,062	37,960,701	
	三菱ＵＦＪ 日本株スタイル・ミックス・ファンドF（適格機関投資家限定）	52,108,473	61,081,552	
	グローバル債券コア・ファンド（適格機関投資家専用）	64,921,020	76,762,614	
	G I Mエマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）	66,645,832	43,606,367	
	G I Mザ・ジャパン（適格機関投資家用）	6,739,056	30,161,992	
投資信託受益証券 合計		336,541,863	683,345,481	
親投資信託受益証券	MUAM G - R E I Tマザーファンド	33,584,770	69,443,228	
	MUAM J - R E I Tマザーファンド	2,078,145	8,349,155	
親投資信託受益証券 合計		35,662,915	77,792,383	
合計		372,204,778	761,137,864	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【三菱ＵＦＪ 資産設計ファンド（分配型）】

【純資産額計算書】

令和 3年 7月30日現在

（単位：円）

資産総額	937,631,667
負債総額	1,211,552
純資産総額（ - ）	936,420,115
発行済口数	905,095,469口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.0346
（10,000口当たり）	（10,346）

【三菱ＵＦＪ 資産設計ファンド（バランス型）】

【純資産額計算書】

令和 3年 7月30日現在

（単位：円）

資産総額	1,766,270,452
負債総額	3,261,901
純資産総額（ - ）	1,763,008,551
発行済口数	1,681,015,671口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.0488
（10,000口当たり）	（10,488）

【三菱ＵＦＪ 資産設計ファンド（株式重視型）】

【純資産額計算書】

令和 3年 7月30日現在

（単位：円）

資産総額	821,886,753
負債総額	542,339

純資産総額（ - ）	821,344,414
発行済口数	751,139,713口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.0935
（ 10,000口当たり ）	（ 10,935 ）

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

< 更新後 >

（１）資本金の額等

2021年7月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング１

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング２

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

< 更新後 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2021年 7月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	888	17,602,272
追加型公社債投資信託	16	1,428,960
単位型株式投資信託	82	380,197
単位型公社債投資信託	45	190,275
合 計	1,031	19,601,705

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

< 更新後 >

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
(資産の部)		

流動資産				
現金及び預金	2	56,398,457	2	56,803,388
有価証券		1,960,318		2,001
前払費用		575,904		598,135
未収入金		14,559		31,359
未収委託者報酬		10,296,453		13,216,357
未収収益	2	638,994	2	662,230
金銭の信託		100,000		2,300,000
その他		254,330		269,506
流動資産合計		70,239,017		73,882,978
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	584,048	1	548,902
器具備品	1	871,893	1	1,435,369
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,084,375		2,612,705
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,369,611		3,569,171
ソフトウェア仮勘定		1,374,932		1,895,190
無形固定資産合計		4,760,365		5,480,184
投資その他の資産				
投資有価証券		16,704,756		18,616,670
関係会社株式		320,136		320,136
投資不動産	1	819,255	1	814,684
長期差入保証金		565,358		538,497
前払年金費用		375,031		258,835
繰延税金資産		1,912,824		916,962
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		20,718,993		21,487,417
固定資産合計		27,563,734		29,580,307
資産合計		97,802,752		103,463,286

(単位：千円)

	第35期 (令和2年3月31日現在)		第36期 (令和3年3月31日現在)	
(負債の部)				
流動負債				
預り金		687,565		533,622
未払金				
未払収益分配金		131,478		158,856
未払償還金		395,400		133,877
未払手数料	2	4,026,078	2	5,200,810
その他未払金	2	3,818,195	2	4,412,521
未払費用	2	4,402,578	2	4,755,909
未払消費税等		629,469		752,617
未払法人税等		617,341		873,027
賞与引当金		933,517		933,381

役員賞与引当金	124,590	160,710
その他	701,285	691,143
流動負債合計	16,467,499	18,606,476
固定負債		
長期未払金	32,400	21,600
退職給付引当金	1,010,401	1,145,514
役員退職慰労引当金	130,784	117,938
時効後支払損引当金	238,811	245,426
固定負債合計	1,412,398	1,530,479
負債合計	17,879,897	20,136,956
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	25,847,605	26,951,289
利益剰余金合計	33,188,194	34,291,879
株主資本合計	79,921,039	81,024,723

(単位：千円)

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,815	2,301,606
評価・換算差額等合計	1,815	2,301,606
純資産合計	79,922,854	83,326,329
負債純資産合計	97,802,752	103,463,286

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	67,967,489	67,963,712
投資顧問料	2,385,084	2,443,980
その他営業収益	16,085	21,613
営業収益合計	70,368,658	70,429,306
営業費用		
支払手数料	2 27,106,451	2 26,689,896

広告宣伝費	696,418	668,150
公告費	1,000	250
調査費		
調査費	1,857,271	2,077,942
委託調査費	11,579,175	12,035,954
事務委託費	847,769	798,528
営業雑経費		
通信費	153,731	296,490
印刷費	427,118	378,180
協会費	52,053	51,841
諸会費	15,990	16,613
事務機器関連費	1,953,926	1,977,769
その他営業雑経費	-	8,391
営業費用合計	44,690,907	45,000,009
一般管理費		
給料		
役員報酬	331,987	352,879
給料・手当	6,611,427	6,461,546
賞与引当金繰入	933,517	933,381
役員賞与引当金繰入	124,590	160,710
福利厚生費	1,276,950	1,272,568
交際費	11,871	2,721
旅費交通費	165,891	22,768
租税公課	360,165	402,939
不動産賃借料	647,402	666,331
退職給付費用	422,919	481,135
役員退職慰労引当金繰入	48,183	11,763
固定資産減価償却費	1,307,555	1,358,911
諸経費	427,212	413,538
一般管理費合計	12,669,674	12,541,193
営業利益	13,008,076	12,888,103

(単位：千円)

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	90,965	170,807
受取利息	2 4,169	2 2,726
投資有価証券償還益	585,179	81,557
収益分配金等時効完成分	101,734	275,835
受取賃貸料	2 65,808	2 65,808
その他	19,987	12,504
営業外収益合計	867,845	609,239
営業外費用		
投資有価証券償還損	96,379	95,946
時効後支払損引当金繰入	-	16,395
事務過誤費	3,483	-
賃貸関連費用	20,339	13,472
その他	1,920	2,932
営業外費用合計	122,122	128,747

経常利益		13,753,799		13,368,595
特別利益				
投資有価証券売却益		174,842		2,007,655
特別利益合計		174,842		2,007,655
特別損失				
投資有価証券売却損		75,963		51,737
投資有価証券評価損		163,865		26,317
固定資産除却損	1	8,832	1	536
固定資産売却損		435		-
特別損失合計		249,096		78,591
税引前当期純利益		13,679,545		15,297,659
法人税、住民税及び事業税	2	4,146,534	2	4,755,427
法人税等調整額		79,824		19,122
法人税等合計		4,226,359		4,736,304
当期純利益		9,453,186		10,561,354

（３）【株主資本等変動計算書】

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028
当期変動額									
剰余金の配当							9,675,175	9,675,175	9,675,175
当期純利益							9,453,186	9,453,186	9,453,186
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	221,989	221,989	221,989
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762
当期変動額			
剰余金の配当			9,675,175
当期純利益			9,453,186
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,124,917	1,124,917	1,124,917
当期変動額合計	1,124,917	1,124,917	1,346,907
当期末残高	1,815	1,815	79,922,854

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039

当期変動額									
剰余金の配当							9,457,670	9,457,670	9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1)消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3)「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用により、翌事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映され、繰越利益剰余金の期首残高が475,687千円増加すると見込まれます。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
建物	599,542千円	643,920千円
器具備品	1,408,613千円	1,545,179千円
投資不動産	145,391千円	151,833千円

2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
預金	314,247千円	40,328,414千円
未収収益	15,773千円	14,138千円
未払手数料	712,210千円	772,495千円
その他未払金	3,029,426千円	3,425,136千円
未払費用	432,019千円	349,222千円

(損益計算書関係)

1.固定資産除却損の内訳

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
器具備品	8,832千円	536千円

計	8,832千円	536千円
---	---------	-------

2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
支払手数料	5,234,629千円	5,128,270千円
受取利息	2千円	143千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,030,180千円	3,492,898千円

(株主資本等変動計算書関係)

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,675,175千円
1株当たり配当額	45,728円
基準日	平成31年3月31日
効力発生日	令和元年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

（リース取引関係）

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
1年内	675,956千円	709,808千円
1年超	—	709,808千円
合計	675,956千円	1,419,616千円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第35期(令和2年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	56,398,457	56,398,457	-
(2) 有価証券	1,960,318	1,960,318	-
(3) 金銭の信託	100,000	100,000	-
(4) 未収委託者報酬	10,296,453	10,296,453	-
(5) 投資有価証券	16,673,396	16,673,396	-
資産計	85,428,625	85,428,625	-
(1) 未払手数料	4,026,078	4,026,078	-
負債計	4,026,078	4,026,078	-

第36期(令和3年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	56,803,388	56,803,388	-
(2) 有価証券	2,001	2,001	-
(3) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	-
(4) 未収委託者報酬	13,216,357	13,216,357	-
(5) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	-
資産計	90,907,057	90,907,057	-

(1) 未払手数料	5,200,810	5,200,810	-
負債計	5,200,810	5,200,810	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(5)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

(3)金銭の信託

時価は取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
非上場株式	31,360	31,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第35期(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,398,457	-	-	-
金銭の信託	100,000	-	-	-
未収委託者報酬	10,296,453	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,960,318	5,652,257	4,813,929	27,375
合計	68,755,228	5,652,257	4,813,929	27,375

第36期(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	-	-	-
金銭の信託	2,300,000	-	-	-
未収委託者報酬	13,216,357	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第35期(令和2年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	9,859,345	8,694,010	1,165,334
	小計	9,859,345	8,694,010	1,165,334
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	8,874,369	10,037,087	1,162,718
	小計	8,874,369	10,037,087	1,162,718
合計		18,733,714	18,731,098	2,616

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は100,000千円）を含めておりません。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,076,354	6,207,447	131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は2,300,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	8,940	-	15,060
債券	-	-	-
その他	2,035,469	174,842	60,903
合計	2,044,409	174,842	75,963

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-

債券	-	-	-
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について163,865千円（その他有価証券のその他163,865千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について26,317千円（その他有価証券のその他26,317千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,712,289 千円	3,718,736 千円
勤務費用	204,225	203,106
利息費用	17,557	19,110
数理計算上の差異の 発生額	52,430	18,826
退職給付の支払額	162,904	192,890
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,718,736	3,729,235

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
年金資産の期首残高	2,666,937 千円	2,460,824 千円
期待運用収益	47,757	44,130
数理計算上の差異の 発生額	164,633	304,281
事業主からの拠出額	51,282	-
退職給付の支払額	140,518	159,390
年金資産の期末残高	2,460,824	2,649,846

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,969,807 千円	2,810,893 千円
年金資産	2,460,824	2,649,846
	508,982	161,046
非積立型制度の退職給付債務	748,929	918,342
未積立退職給付債務	1,257,911	1,079,388
未認識数理計算上の差異	203,136	161,333

未認識過去勤務費用	419,405	354,043
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	635,370	886,678
退職給付引当金	1,010,401	1,145,514
前払年金費用	375,031	258,835
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	635,370	886,678

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
勤務費用	204,225 千円	203,106 千円
利息費用	17,557	19,110
期待運用収益	47,757	44,130
数理計算上の差異の費用処理額	24,035	41,361
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	6,427	44,446
確定給付制度に係る退職給付費用	269,848	329,255

（注）「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
債券	64.7 %	62.7 %
株式	32.3	35.4
その他	3.0	1.9
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
割引率	0.095～0.52%	0.051～0.59%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度153,070千円、当事業年度151,880千円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	427,046千円	418,394千円

投資有価証券評価損	226,322	188,859
未払事業税	117,461	180,263
賞与引当金	285,842	285,801
役員賞与引当金	19,703	25,472
役員退職慰労引当金	40,046	36,112
退職給付引当金	309,384	350,756
減価償却超過額	96,767	68,024
委託者報酬	213,044	209,938
長期差入保証金	40,180	48,639
時効後支払損引当金	73,124	75,149
連結納税適用による時価評価	57,656	38,873
その他	123,248	87,023
繰延税金資産 小計	2,029,829	2,013,308
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,029,829	2,013,308
繰延税金負債		
前払年金費用	114,834	79,225
連結納税適用による時価評価	1,260	1,203
その他有価証券評価差額金	801	1,015,785
その他	109	101
繰延税金負債 合計	117,005	1,096,346
繰延税金資産の純額	1,912,824	916,962

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第35期（令和2年3月31日現在）及び第36期（令和3年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）及び第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）及び第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,030,180 千円	その他未払金	3,029,426 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,234,629 千円	未払手数料	712,210 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	583,270 千円	未払費用	302,681 千円

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,128,270 千円	未払手数料	772,495 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	523,327 千円	未払費用	290,120 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注3)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 取引銀行	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	4,073,855 千円	未払手数料	697,109 千円
							コーラブル預金の払戻（注2）	20,000,000 千円		
							コーラブル預金の預入（注2）	20,000,000 千円	現金及び預金	20,000,000 千円
							コーラブル預金に係る受取利息（注2）	4,126 千円	未収収益	997 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	5,714,501 千円	未払手数料	944,351 千円

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注3)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
3. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示して

おります。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
1株当たり純資産額	377,741.17円	393,827.09円
1株当たり当期純利益金額	44,678.80円	49,916.36円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
当期純利益金額（千円）	9,453,186	10,561,354
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	9,453,186	10,561,354
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

（１）受託会社

名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

資本金の額：324,279百万円（2021年3月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

名称	資本金の額 (2021年3月末現在)	事業の内容
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

3【資本関係】

<訂正前>

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2021年1月末現在）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が３％以上のものを記載しています。

<訂正後>

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2021年7月末現在）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が３％以上のものを記載しています。

独立監査人の監査報告書

令和３年８月18日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ資産設計ファンド（分配型）の令和３年１月13日から令和３年７月９日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ資産設計ファンド（分配型）の令和３年７月９日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

令和３年８月18日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 渉 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ資産設計ファンド（バランス型）の令和３年１月13日から令和３年７月９日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ資産設計ファンド（バランス型）の令和３年７月９日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

令和３年８月18日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 資産設計ファンド（株式重視型）の令和３年１月13日から令和３年７月９日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 資産設計ファンド（株式重視型）の令和３年７月９日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

令和3年6月28日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

青木 裕晃 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤 鉄也 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和3年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。